

目 次

1. 設置の趣旨及び必要性	…	2
2. 学部・学科等の特色	…	13
3. 大学、学部・学科等の名称及び学位の名称	…	15
4. 教育課程の編成の考え方及び特色	…	17
5. 教育方法、履修指導方法及び卒業要件	…	28
6. 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で 履修させる場合の具体的計画	…	33
7. 編入学定員を設定する場合の具体的計画	…	35
8. 実習の具体的計画	…	38
9. 企業実習（インターンシップを含む）や海外語学研修等の学外実習を 実施する場合の具体的計画	…	45
10. 取得可能な資格	…	48
11. 入学者選抜の概要	…	51
12. 教育研究実習組織等の編成の考え方及び特色	…	56
13. 研究の実施についての考え方、体制、取組	…	59
14. 管理運営	…	61
15. 自己点検・評価	…	63
16. 情報の公開	…	66
17. 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等	…	71
18. 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制	…	73

1．設置の趣旨及び必要性

1. 設置の趣旨及び必要性

(1) 城西国際大学の沿革と理念

城西国際大学は、水田三喜男により設立された学校法人城西大学の建学の精神「学問による人間形成」を継承し、「国際社会で生きる人間としての人格形成」を教育理念として、平成4(1992)年4月、千葉県東金市に開学した。平成8(1996)年に大学院修士課程を開設、平成16(2004)年には新たに薬学部医療薬学科を開設、さらに既存学部を改組した福祉総合学部を開設し、時代の要請に応えながら変革を遂げてきた。

国際大学として、国際社会に開かれた大学を目指すと同時に、特に東金キャンパスの地元である千葉県山武地域とは開学時より友好な関係を持ち続けており、地域と連携して、教育や地域貢献活動を発展させ、保健医療を担う人材育成を求める地元地域からの要請に応える形で、平成24(2012)年に東金キャンパスに看護学部看護学科を、平成28(2016)年に既設の福祉総合学部にて理学療法学科を開設した。これにより、地域に開かれた保健・医療・福祉の総合的人材を養成する新たな拠点としての役割も担うようになった。

こうした経緯により、本学の看護学部、福祉総合学部では、建学の精神、教育理念とともに、地域に根付いた教育と地域社会への貢献を特に大切にしてきた。実績の例を挙げれば、地域の保健・医療・福祉機関をフィールドにした実習、ゼミ・ボランティア活動を通じた教育、教員の研究活動と市の事業との連携、学生の修学を支える県内病院からの奨学金制度、地域の保健医療福祉職としての卒業生の活躍、教員が現場に出向いて行っている専門職業業務研究指導などがある。また、山武郡市地域との連携により、各学部の教員が、自助（自分自身の健康増進）と互助（住民主体の活動を推進するリーダー育成）を目的とした市民向けの生涯教育プログラムを実施し、地域の保健・医療・福祉人材育成の一拠点としても貢献している。

これらの活動はいずれも単独の学部では成し得ないものであり、看護学部、福祉総合学部では、日常的に学部間連携教育・活動を行っている。そのことが、異なる専門分野の視点を看護実践に融合できる看護師の育成、医療分野に精通した福祉職の育成という、ユニークな保健・医療・福祉職の養成教育へつながり、看護師、理学療法士、社会福祉士、介護福祉士等、山武郡市を始め千葉県の保健・医療・福祉分野を支える専門職人材をこれまでに1,500人以上輩出している。

今後、本学の特色を活かし、保健・医療・福祉の総合的視野を持った専門家を養成することは、本学の責務であるとも考えている。「保健・医療・福祉の総合的視野を持った専門家を養成」とは、保健・医療・福祉の隣接他分野を総合的に知ること、専門性をさらに高め、その結果、幅広い視野を持ち、対象者のウェルビーイングに寄与できる人材を養成することと捉えている。

(2) 設置の趣旨及び必要性

かつての医療では、治療や予防こそが病気の解決法であった。しかし現代の疾病構造の大半は慢性疾患であり、我が国の健康課題は、従来の医学のモデルや、単一の専門分野だけでは対応できないものになっている。これからの我が国の保健・医療・福祉職は、疾病の治療だけではなく、生涯にわたる健康問題に対して、複合的な視野を持った健康支援のアプローチ

チをすることが必要である。そのためには、これまで縦割りで別々の学部として行われていた保健・医療・福祉教育のあり方を見直し、軸とする専門を持ち、それぞれの分野の先端医療を理解しながら健康全体を俯瞰的にみわたり、多職種間連携を実践できる人材の育成が急務である。

平成 13（2001）年に WHO 総会で採択された ICF（International Classification of Functioning, Disability and Health、国際生活機能分類）では、従来の ICIDH（International Classification of Impairments, Disabilities and Handicaps、国際障害分類）が、疾病の帰結（結果）やマイナス面を分類するものだったのに対し、生活機能というプラス面から障害をみるように視点が転換された。さらに、障害は固定されたものではなく、背景因子によって可塑性に動くものであることから、環境因子等の観点を加えた新しい健康観を提起するものとなった。ここでは、人間の生活機能と障害について、「心身機能・身体構造」「活動」「参加」の3つの次元と背景因子（「個人因子」と「環境因子」）で捉え、次元ごとに、機能障害、活動制限、参加制約という概念が用いられている。従来、健康問題や障害を、個人の問題と捉えてきた「医学モデル」と、社会の問題と捉えてきた「社会モデル」は、対立的に語られることが多かった。対して ICF のモデルは、生物学的、心理・学習的、社会・文化的それぞれの次元から健康を総合的に評価するものであり、「健康の構成要素に関する分類」ともいわれている。

前述のように、現代の我が国の健康課題をみれば、単純に疾病の治癒をゴールにできないものが多数である。現代の健康課題に対応するため、開設を予定している学部においては、疾病や障害と折り合いをつけながら全ての対象者のライフステージに寄り添い、ウェルビーイングを追求することとする。このためには、保健・医療・福祉の分野ごとに異なるモデルをたてるのではなく、「健康の構成要素に関する」総合的な次元のモデル、すなわち「健康科学モデル」が必要であり、保健・医療・福祉系学部が協働で「健康科学モデル」を編成しながら教育を行う、健康科学部の設置が必要である。

（3）本学健康科学部の養成する人材像

健康科学部は、国際的・地域的視点から保健・医療・福祉分野の問題に関する教育研究を通じて、その分野を横断し、現代の健康問題に対応することができる総合的視野を持った人材を養成することを目的とする。各学科の具体的養成目的は次の通りである。

【看護学科】

看護学科は、人々の健康増進を目指した教育研究を通じて、学際的知見に裏付けられた新しい時代の看護を目指し、人間性豊かで多文化を理解し、くすりや福祉に明るく、探究心と倫理性を兼ね備えた看護職者を養成する。

【理学療法学科】

理学療法学科は、国際的視野と科学的知見に基づき、理学療法学領域の教育研究を通じて、新たな時代の保健・医療・福祉に貢献し、専門職の学問的内容に見識を有する人材を養成する。

【福祉総合学科】

福祉総合学科は、持続可能な福祉社会の実現を目指して、国際的・地域的視点から社会福祉現象をめぐる理論的・実証的な教育研究を通じて、社会環境の変化に対応し、様々な問題の解決に貢献できる福祉人材を養成する。

（４）学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

【看護学科】

看護学科は、所定の単位を取得し、かつ以下に該当すると判断した場合に、学士（看護学）の学位を授与します。

- ① 看護について基盤となる知識を身に付け、活用することができる。
- ② グローバルな視点で、多様な背景、価値観、文化を持つ人々を理解するために教養と寛容さを身に付け、行動することができる。
- ③ 安全・安心・安楽な看護技術を身に付け、実践することができる。
- ④ 看護専門職として必要なコミュニケーション能力を身に付け、活用することができる。
- ⑤ あらゆる場でチームの一員として、連携・協働し、看護を実践することができる。
- ⑥ 地域で暮らす人々の健康を支援するための情報を収集・分析・統合することができる。
- ⑦ 看護に必要な倫理観、人の生命や人としての尊厳と権利を尊重する態度を身に付け、行動することができる。
- ⑧ 国内外を問わず、急速に変化する社会情勢に目を向け、人々の健康問題解決に向けて考え行動することができる。
- ⑨ 看護専門職として生涯にわたり研鑽し続けることができる。

【理学療法学科】

理学療法学科は、所定の単位を取得し、かつ以下に該当すると判断した場合に、学士（理学療法学）の学位を授与します。

- ① 理学療法について基本的な知識を身に付け、適切に理解して活用することができる。
- ② 理学療法を提供するために必要な技能を身に付け、活用することができる。
- ③ グローバル化及び少子高齢化が進む社会において求められる語学力、情報リテラシー、組織運営のマネジメントについて理解し活用することができる。
- ④ 理学療法の提供に必要な倫理観を身に付け、人の尊厳について理解し行動することができる。
- ⑤ 国内外を問わず、急速に変化する社会情勢に目を向けながら、保健・医療・福祉に関する問題に関心を持ち、その理解に向けて考え行動することができる。
- ⑥ 習得した知識・技能を活かして、主体的に目標を立てて行動し、課題を発見し、解決に努めることができる。

- ⑦ 生涯学習する意欲と能力を身に付け、多職種間で連携・協働するための知識、コミュニケーション能力、思考力、協調性を持って行動することができる。

【福祉総合学科】

福祉総合学科は、所定の単位を取得し、かつ以下に該当すると判断した場合に、学士（福祉総合）の学位を授与します。

- ① 福祉について基本的な知識を身に付け、適切に理解して活用することができる。
- ② 福祉、保育、介護の現状を理解し、現場に必要な知識・技能を活かして、主体的に課題を探究することができる。
- ③ すべての人々の福祉の増進を目指し、社会人として必要な倫理性と人権意識を身に付け、多様な価値観を尊重して行動することができる。
- ④ 専門的な知識や技能に基づいて、論理的かつ批判的思考力及び規範的判断力を身に付け、主体的に活用することができる。
- ⑤ 国際的・地域的双方の視点から、国境や文化の境を越えて共感し行動することができる。
- ⑥ 生涯学習する意欲と能力を身に付け、持続可能な社会、孤立や排除の無い社会づくりに連携・協働しながら貢献することができる。

（５）教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

【看護学科】

看護学科では、国際的視野をもって常に変化する社会情勢や多様な対象のニーズに対応できる知識・技能を身に付け、地域に貢献できる看護職者を育成するため、以下に掲げる方針によりカリキュラム（教育課程）を編成します。

- ① 看護学の基礎となる文理融合型リベラルアーツとして、幅広い教養、新たなリテラシー及び総合的な洞察力を身に付けるため、全学部共通基盤科目群を設置する。
- ② グローバル化による社会のニーズに応え、多様な対象を理解し尊重するための外国語科目群を設置する。
- ③ 専門職の役割を考えながら能動的に学修し、キャリア形成の基盤を身に付けるため、キャリア形成科目群を設置する。
- ④ 専門職の基盤となる専門性を体系的に身に付けるため、人及び人をとりまく環境や保健・医療・福祉の知識・技能、連携について学ぶ専門基礎科目群Ⅰ、専門基礎科目群Ⅱを設置する。
- ⑤ 看護学の基本、ライフステージ、健康レベル、生活の場の違いに対応した看護実践力を身に付けるため、専門科目群Ⅰ、専門科目群Ⅱ、専門科目群Ⅲを、多様化、複雑化した状況下にある看護並びに看護職者の倫理や役割の理解を深めるため専門科目群Ⅳを設置する。
- ⑥ 専門的な国家試験受験資格、免許を取得するため、保健師課程、助産師課程、教職課程に必要な科目からなる専門科目群Ⅴを設置する。

- ⑦ アセスメント・ポリシーに基づく学修アセスメント・プランを提示し、学位授与方針に示す能力の修得状況及び学生の成長に伴う達成度を客観的に測定、評価する。

【理学療法学科】

理学療法学科では、国際的視野と科学的知見に基づき、理学療法学領域の教育研究を通じて、新たな時代の保健・医療・福祉に貢献し、専門職の学問的内容に見識を有する人材を育成するために、以下に掲げる方針に則ってカリキュラム（教育課程）を編成します。

理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則に準拠した教育内容と科目を必修科目として集約し、基礎医学科目から理学療法学専門科目へと段階的に科目を配置します。

- ① 文理融合型リベラルアーツとして、幅広い教養、新たなリテラシー及び総合的な洞察力を身に付けるため、全学部共通基盤科目群を設置する。
- ② グローバル化が進む社会で活躍できる素地を養うため、外国語科目群を設置する。
- ③ 国内外を問わず社会に貢献するため自らの専門性を考察し、保健・医療・福祉に関する諸問題に関心を持ち主体的に行動する力や生涯学び続ける意欲を養うため、キャリア形成科目群を設置する。
- ④ 理学療法を学ぶ基礎を固め、医療人としての倫理観やコミュニケーション能力を身に付けるため、専門基礎科目群Ⅰを設置する。
- ⑤ 人体の仕組みと成りたち、そしてその機能を系統立てて理解し、さらに人体の運動や心身の発達について学ぶため、専門基礎科目群Ⅱを設置する。
- ⑥ 医学・医療分野の基礎を学び、様々な疾病や障害の発症、予防、治療、回復過程に関する知識を習得し、さらに、栄養や救急救命、画像診断など医療に関する幅広い知識を身につけるため、専門基礎科目群Ⅲを設置する。
- ⑦ 社会保障論や地域包括ケアシステムなどの保健・医療・福祉の知識と自立支援や就労支援を含みハビリテーションの理念を学び、またチーム医療を実践するために必要となる連携教育の理念から実践までを習得するため、専門基礎科目群Ⅳを設置する。
- ⑧ 理学療法の基礎から研究マインドまで系統的に理学療法を学ぶため、専門科目群Ⅰを設置する。
- ⑨ 医療保険制度、介護保険制度を理解し、職場管理、理学療法教育に必要な能力や職業倫理観を高めるため、また理学療法評価・治療の理論から実践技術までを身につけるため、さらに理学療法の対象となる全ての人に対して地域における生活を支援するために必要な知識や考え方を学ぶため、専門科目群Ⅱを設置する。
- ⑩ 理学療法における総合演習と臨床実習を通して、知識、技術、思考、さらに実践力を養い、実際の臨床場面で活躍できる力を身につけるため、専門科目群Ⅲを設置する。
- ⑪ アセスメント・ポリシーに基づく学修アセスメント・プランを提示し、ディプロマ・ポリシーに示す能力の修得状況及び学生の成長に伴う達成度を客観的に測定、評価する。

【福祉総合学科】

福祉総合学科では、教育研究上の目的に基づき、福祉・医療・保健の専門性を有する人材を養成するため、学生一人ひとりの資格修得やキャリア目標に応じたカリキュラム（教育課程）を編成する。

- ① 福祉を学ぶ基礎となる文理融合型リベラルアーツとして、幅広い教養、新たなリテラシー及び総合的な洞察力を身に付けるため、全学部共通基盤科目群を設置する。
- ② 多様な文化背景を理解し、グローバルな学びを実現するため、外国語科目群を設置する。
- ③ 地域を基盤とした実践現場での研修や実習などを通じて、キャリア形成や生涯学習に資する主体的・自律的な学びを実現するため、キャリア形成科目群を設置する。
- ④ 専門分野の共通基盤（学士専門力）を体系的に身に付け、より広い視野から福祉を考えるため、学科の学びの基礎となる専門基礎科目群を設置する。
- ⑤ 実践力と総合力を体系的に身に付け、専門分野を深く学ぶための基盤（学士専門力）を形成するため、各コースは以下の内容からなる専門科目群を設置する。

－社会福祉コース

- ・ 福祉に関する幅広い知識と教養を身に付けるための科目を設置する。
- ・ 対象者理解を深め、専門的な知識・技能を習得するための科目を設置する。
- ・ 社会環境や多様化するニーズを理解し、人と環境を包括的に捉え、孤立や排除のない地域づくりに貢献できる力を身に付けるための科目を設置する。
- ・ 課題を自発的に探求し、問題解決能力を身に付けるための演習・実習に関する科目を設置する。

－子ども福祉コース

- ・ 子どもの育ちを支える専門的な知識・技能を身に付けるための科目を設置する。
- ・ 遊びを通じた発達の援助を自発的に実践する力を身に付けるための科目を設置する。
- ・ 子どもの教育や保育の課題を国際的・地域的視点から捉え、考える力を身に付けるための科目を設置する。
- ・ 子どもの教育・保育だけでなく、女性・家族が抱える福祉的課題について問題意識を持ち、ソーシャルワークを効果的に活用する力を身に付けるための科目を設置する。

－福祉マネジメントコース

- ・ 社会における多様な主体との協働に対応する力を身に付けるための科目を設置する。
 - ・ 社会を構成する人間の理解を深めるための科目を設置する。
 - ・ 高齢社会が直面する介護を取り巻く課題を国際的・地域的視点から捉え、考える力を身に付けるための科目を設置する。
 - ・ 多様性に寛容な社会、SDGs を達成できる社会、皆で力を合わせて活動できる社会の構築に必要な実践的な能力を身に付けるための科目を設置する。
- ⑥ アセスメント・ポリシーに基づく学修アセスメント・プランを提示し、学位授与方針に示す能力の修得状況及び学生の成長に伴う達成度を客観的に測定、評価する。

(6) 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

【看護学科】

1. 求める学生像

看護学科では、本学科の教育方針に共感し、以下のいずれかに当てはまる人を求めます。

- ① 多様な価値観を認め合う寛容さを持ち、自己や他者を大切にできる人
- ② 他者とコミュニケーションを取り、協働できる人
- ③ 看護専門知識・技能の習得や関心のあることに主体的に取り組むことができる人
- ④ グローバルな活動に関心を持っている人

2. 入学者選抜の方針

以下の入学試験により、特に学力を構成する3要素である「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性・多様性・協働性」について多面的かつ総合的に評価します。

① 総合型選抜

本学科が求める学生像を理解し、その資質と能力を発揮することに意欲的な人を対象とします。出願書類や資格・検定試験の成績などの提出書類、課題では知識・技能、思考力・判断力・表現力を評価します。面接では主体性・多様性・協働性や意欲・目的意識を主に評価します。

② 学校推薦型選抜（指定校、公募制）

本学科が求める学生像を理解し、本学科が定める基準を満たし、かつ学校長などが推薦する人を対象とします。出願書類や推薦書、資格・検定試験の成績などの提出書類及び選考審査では知識・技能、思考力・判断力・表現力を評価します。面接では主体性・多様性・協働性や意欲・目的意識を主に評価します。

③ 一般選抜（一般選抜、大学入学共通テスト利用）

本学科での教育を受けるための資質と能力を有する人を対象とします。本学独自の学力検査（大学入学共通テスト）と出願書類において知識・技能、思考力・判断力・表現力を主に評価します。学力検査（大学入学共通テスト）は、募集要項に示した教科・科目の成績を採用します。

④ 特別選抜（外国人留学生選抜）

本学科が求める学生像を理解し、本学科での教育を受けるための資質と能力を有する人を対象とします。基礎能力テストと出願書類では、知識・技能、思考力・判断力・表現力を評価します。面接では主体性・多様性・協働性や意欲・目的意識を主に評価します。

3. 入学までに学んでほしい内容

- ① 本学科入学後の専門知識や技能の習得に必要な基礎学力
- ② 協働的に学ぶための基礎的なコミュニケーション力、本学科での専門的な学修を深めるための思考力・判断力・表現力
- ③ 国際社会の出来事に関心を持ち、高い倫理観とグローバルな視点を養う姿勢

【理学療法学科】

1. 求める学生像

理学療法学科では、本学科の教育方針に共感し、以下のいずれかに当てはまる人を求めます。

- ① 理学療法士に必要な知識・技能を身に付け、幅広く活躍したい人
- ② 自分の目標を立て、実現に向けて継続して努力したい人
- ③ 生命の尊さを理解し、他者への思いやりを持つ人
- ④ 多様な文化や価値観に好奇心を持ち、チャレンジ精神が旺盛な人
- ⑤ 多職種間の連携に興味を持ち、他分野の人の意見を傾聴する力を身に付けたい人

2. 入学者選抜の方針

以下の入学試験により、特に学力を構成する3要素である「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性・多様性・協働性」について多面的かつ総合的に評価します。

① 総合型選抜

本学科が求める学生像を理解し、その資質と能力を発揮することに意欲的な人を対象とします。出願書類や資格・検定試験の成績などの提出書類、課題では知識・技能、思考力・判断力・表現力を評価します。面接では主体性・多様性・協働性や意欲・目的意識を主に評価します。

② 学校推薦型選抜（指定校、公募制）

本学科が求める学生像を理解し、本学科が定める基準を満たし、かつ学校長などが推薦する人を対象とします。出願書類や推薦書、資格・検定試験の成績などの提出書類では知識・技能、思考力・判断力・表現力を評価します。面接では主体性・多様性・協働性や意欲・目的意識を主に評価します。

③ 一般選抜（一般選抜、大学入学共通テスト利用）

本学科での教育を受けるための資質と能力を有する人を対象とします。本学独自の学力検査（大学入学共通テスト）と出願書類において知識・技能、思考力・判断力・表現力を主に評価します。学力検査（大学入学共通テスト）は、募集要項に示した教科・科目の成績を採用します。

④ 特別選抜（外国人留学生選抜）

本学科が求める学生像を理解し、本学科での教育を受けるための資質と能力を有する人を対象とします。出願書類では、知識・技能、思考力・判断力・表現力を評価します。面接では主体性・多様性・協働性や意欲・目的意識を主に評価します。

3. 入学までに学んでほしい内容

- ① 本学科入学後の専門知識や技能の習得に必要な基礎学力

- ② 協働的に学ぶための基礎的なコミュニケーション力、本学科での専門的な学修を深めるための思考力・判断力・表現力
- ③ 国際社会の出来事に関心を持ち、高い倫理観とグローバルな視点を養う姿勢

【福祉総合学科】

1. 求める学生像

福祉総合学科では、本学科の教育方針に共感し、以下のいずれかに当てはまる人を求めます。

- ① 人々の気持ちに寄り添い、地域の様々な社会的課題を認識し、その具体的解決策の提案・解決を図ることを身につけたい人
- ② 福祉や介護、保育の専門性を活かして地域に貢献し、人々の役に立ちたいと思っている人
- ③ 国際的な視点から、多様な価値観を理解し、連携・協働して、共生社会・持続可能な社会の実現に貢献したいと考えている人

2. 入学者選抜の方針

以下の入学試験により、特に学力を構成する3要素である「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性・多様性・協働性」について多面的かつ総合的に評価します。

① 総合型選抜

本学科が求める学生像を理解し、その資質と能力を発揮することに意欲的な人を対象とします。出願書類や資格・検定試験の成績などの提出書類、課題では知識・技能、思考力・判断力・表現力を評価します。面接では主体性・多様性・協働性や意欲・目的意識を主に評価します。

② 学校推薦型選抜（指定校、公募制）

本学科が求める学生像を理解し、本学科が定める基準を満たし、かつ学校長などが推薦する人を対象とします。出願書類や推薦書、資格・検定試験の成績などの提出書類では知識・技能、思考力・判断力・表現力を評価します。面接では主体性・多様性・協働性や意欲・目的意識を主に評価します。

③ 一般選抜（一般選抜、大学入学共通テスト利用）

本学科での教育を受けるための資質と能力を有する人を対象とします。本学独自の学力検査（大学入学共通テスト）と出願書類において知識・技能、思考力・判断力・表現力を主に評価します。学力検査（大学入学共通テスト）は、募集要項に示した教科・科目の成績を採用します。

④ 特別選抜（外国人留学生選抜）

本学科が求める学生像を理解し、本学科での教育を受けるための資質と能力を有する

人を対象とします。出願書類では、知識・技能、思考力・判断力・表現力を評価します。
面接では主体性・多様性・協働性や意欲・目的意識を主に評価します。

⑤ 特別選抜（社会人選抜）

本学科が求める学生像を理解し、本学科での教育を受けるための資質と能力を有する人を対象とします。出願書類では、知識・技能、思考力・判断力・表現力を評価します。
面接では主体性・多様性・協働性や意欲・目的意識を主に評価します。

⑥ 編入学試験

本学科が求める学生像を理解し、編入年次から教育を受けるための資質と能力を有する人を対象とします。出願書類と小論文において、知識・技能、思考力・判断力・表現力を評価します。面接では主体性・多様性・協働性や意欲・目的意識を主に評価します。

3. 入学までに学んできてほしい内容

- ① 本学科入学後の専門知識や技能の習得に必要な読解力、文章力などの基礎学力
- ② 協働的に学ぶための基礎的なコミュニケーション力、本学科での専門的な学修を深めるための思考力・判断力・表現力
- ③ 国際社会の出来事に関心を持ち、高い倫理観とグローバルな視点を養う姿勢

【資料1】は、養成する人材像及び3つのポリシーの各項目との相関を示している。組織として研究対象とする中心的な学問分野は、看護学科では「看護学」、理学療法学科では「理学療法学」、福祉総合学科では「福祉学」であり、保健・医療・福祉分野に関する専門的な知識・技能を修得するための構成からなる。

2. 学部・学科等の特色

2. 学部・学科等の特色

城西国際大学健康科学部は、保健・医療・福祉の総合的視野を持った専門家の養成を目指すものであり、その特色は以下の通りである。

現代の疾病構造の大半は慢性疾患であり、我が国の健康課題は、従来の医学のモデルや、単一の専門分野だけでは対応できないものになっている。これからの我が国の保健・医療・福祉職は、疾病の治療だけではなく、生涯にわたる健康問題に対して、複合的な視野を持った健康支援のアプローチをできることが必要である。健康科学部ではこれらの社会要請に応えるため、保健・医療・福祉系学部が協働で「健康科学モデル」を意識しながら教育を行う。具体的には、軸とする専門を持ち、それぞれの分野の先端医療を理解しながら健康全体を重層的にみわたせることを目的に、社会に貢献できる人材養成を推し進めていく。

3. 学部・学科等の名称及び 学位の名称

3. 大学、学部・学科等の名称及び学位の名称

これからの日本の保健・医療・福祉職は、疾病の治療だけではなく、生涯にわたる健康問題に対して、複合的な視野を持った健康支援のアプローチをできることが必要である。これらの健康課題について、保健・医療・福祉の総合的視野を持って対応できる専門家を養成する学部を表現するために、学部名は健康科学部[Faculty of Health Sciences]とする。さらに、既設の看護学部看護学科、福祉総合学部理学療法学科、福祉総合学部福祉総合学科との整合性確保を重視するために、既設の学科名を踏襲した看護学科 [Department of Nursing]、理学療法学科 [Department of Physical Therapy]、福祉総合学科 [Department of Social Work Studies] とする。学位は、既設の学科に準じて、それぞれ学士（看護学） [Bachelor of Science in Nursing]、学士（理学療法学） [Bachelor of Physical Therapy]、学士（福祉総合） [Bachelor of Arts in Social Work Studies] とする。

学部名	学科名	学位
健康科学部 [Faculty of Health Sciences]	看護学科 [Department of Nursing]	学士（看護学） [Bachelor of Science in Nursing]
	理学療法学科 [Department of Physical Therapy]	学士（理学療法学） [Bachelor of Physical Therapy]
	福祉総合学科 [Department of Social Work Studies]	学士（福祉総合） [Bachelor of Arts in Social Work Studies]

4. 教育課程の編成の考え方及び 特色

4. 教育課程の編成の考え方及び特色

健康科学部は、保健・医療・福祉の専門領域を基盤とし、疾病の治療だけではなく、生涯にわたる健康問題に対して、複合的な視野を持った健康支援を目指す。そのために、それぞれの専門領域の先端医療を理解しながら健康全体を重層的にみわたし、多職種間連携を実践できる人材の輩出を目指す。

(1) カリキュラム・ポリシー

健康科学部では、学位授与の方針に掲げた学修成果を得る教育課程として、各学科において必要な科目を体系的に編成し、講義・演習・実験・実習等を適切に組み合わせた授業を行います。

【看護学科】

看護学科では、国際的視野をもって常に変化する社会情勢や多様な対象のニーズに対応できる知識・技能を身に付け、地域に貢献できる看護職者を育成するため、以下に掲げる方針によりカリキュラム（教育課程）を編成します。

- ① 看護学の基礎となる文理融合型リベラルアーツとして、幅広い教養、新たなリテラシー及び総合的な洞察力を身に付けるため、全学部共通基盤科目群を設置する。
- ② グローバル化による社会のニーズに応え、多様な対象を理解し尊重するための外国語科目群を設置する。
- ③ 専門職の役割を考えながら能動的に学修し、キャリア形成の基盤を身に付けるため、キャリア形成科目群を設置する。
- ④ 専門職の基盤となる専門性を体系的に身に付けるため、人及び人をとりまく環境や保健・医療・福祉の知識・技能、連携について学ぶ専門基礎科目群Ⅰ、専門基礎科目群Ⅱを設置する。
- ⑤ 看護学の基本、ライフステージ、健康レベル、生活の場の違いに対応した看護実践力を身に付けるため、専門科目群Ⅰ、専門科目群Ⅱ、専門科目群Ⅲを、多様化、複雑化した状況下にある看護並びに看護職者の倫理や役割の理解を深めるため専門科目群Ⅳを設置する。
- ⑥ 専門的な国家試験受験資格、免許を取得するため、保健師課程、助産師課程、教職課程に必要な科目からなる専門科目群Ⅴを設置する。
- ⑦ アセスメント・ポリシーに基づく学修アセスメント・プランを提示し、学位授与方針に示す能力の修得状況及び学生の成長に伴う達成度を客観的に測定、評価する。

【理学療法学科】

理学療法学科では、国際的視野と科学的知見に基づき、理学療法学領域の教育研究を通じて、新たな時代の保健・医療・福祉に貢献し、専門職の学問的内容に見識を有する人材を育成するために、以下に掲げる方針に則ってカリキュラム（教育課程）を編成します。

理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則に準拠した教育内容と科目を必修科目として

集約し、基礎医学科目から理学療法学専門科目へと段階的に科目を配置します。

- ① 文理融合型リベラルアーツとして、幅広い教養、新たなリテラシー及び総合的な洞察力を身に付けるため、全学部共通基盤科目群を設置する。
- ② グローバル化が進む社会で活躍できる素地を養うため、外国語科目群を設置する。
- ③ 国内外を問わず社会に貢献するため自らの専門性を考察し、保健・医療・福祉に関する諸問題に関心を持ち主体的に行動する力や生涯学び続ける意欲を養うため、キャリア形成科目群を設置する。
- ④ 理学療法を学ぶ基礎を固め、医療人としての倫理観やコミュニケーション能力を身に付けるため、専門基礎科目群Ⅰを設置する。
- ⑤ 人体の仕組みと成りたち、そしてその機能を系統立てて理解し、さらに人体の運動や心身の発達について学ぶため、専門基礎科目群Ⅱを設置する。
- ⑥ 医学・医療分野の基礎を学び、様々な疾病や障害の発症、予防、治療、回復過程に関する知識を習得し、さらに、栄養や救急救命、画像診断など医療に関する幅広い知識を身につけるため、専門基礎科目群Ⅲを設置する。
- ⑦ 社会保障論や地域包括ケアシステムなどの保健・医療・福祉の知識と自立支援や就労支援を含みハビリテーションの理念を学び、またチーム医療を実践するために必要となる連携教育の理念から実践までを習得するため、専門基礎科目群Ⅳを設置する。
- ⑧ 理学療法の基礎から研究マインドまで系統的に理学療法を学ぶため、専門科目群Ⅰを設置する。
- ⑨ 医療保険制度、介護保険制度を理解し、職場管理、理学療法教育に必要な能力や職業倫理観を高めるため、また理学療法評価・治療の理論から実践技術までを身につけるため、さらに理学療法の対象となる全ての人に対して地域における生活を支援するために必要な知識や考え方を学ぶため、専門科目群Ⅱを設置する。
- ⑩ 理学療法における総合演習と臨床実習を通して、知識、技術、思考、さらに実践力を養い、実際の臨床場面で活躍できる力を身につけるため、専門科目群Ⅲを設置する。
- ⑪ アセスメント・ポリシーに基づく学修アセスメント・プランを提示し、ディプロマ・ポリシーに示す能力の修得状況及び学生の成長に伴う達成度を客観的に測定、評価する。

【福祉総合学科】

福祉総合学科では、教育研究上の目的に基づき、福祉・医療・保健の専門性を有する人材を養成するため、学生一人ひとりの資格修得やキャリア目標に応じたカリキュラム（教育課程）を編成する。

- ① 福祉を学ぶ基礎となる文理融合型リベラルアーツとして、幅広い教養、新たなリテラシー及び総合的な洞察力を身に付けるため、全学部共通基盤科目群を設置する。
- ② 多様な文化背景を理解し、グローバルな学びを実現するため、外国語科目群を設置する。
- ③ 地域を基盤とした実践現場での研修や実習などを通じて、キャリア形成や生涯学習に

資する主体的・自律的な学びを実現するため、キャリア形成科目群を設置する。

- ④ 専門分野の共通基盤（学士専門力）を体系的に身に付け、より広い視野から福祉を考えるため、学科の学びの基礎となる専門基礎科目群を設置する。
- ⑤ 実践力と総合力を体系的に身に付け、専門分野を深く学ぶための基盤（学士専門力）を形成するため、各コースは以下の内容からなる専門科目群を設置する。

－社会福祉コース

- ・ 福祉に関する幅広い知識と教養を身に付けるための科目を設置する。
- ・ 対象者理解を深め、専門的な知識・技能を習得するための科目を設置する。
- ・ 社会環境や多様化するニーズを理解し、人と環境を包括的に捉え、孤立や排除のない地域づくりに貢献できる力を身に付けるための科目を設置する。
- ・ 課題を自発的に探求し、問題解決能力を身に付けるための演習・実習に関する科目を設置する。

－子ども福祉コース

- ・ 子どもの育ちを支える専門的知識・技能を身に付けるための科目を設置する。
- ・ 遊びを通じた発達の援助を自発的に実践する力を身に付けるための科目を設置する。
- ・ 子どもの教育や保育の課題を国際的・地域的視点から捉え、考える力を身に付けるための科目を設置する。
- ・ 子どもの教育・保育だけでなく、女性・家族が抱える福祉的課題について問題意識を持ち、ソーシャルワークを効果的に活用する力を身に付けるための科目を設置する。

－福祉マネジメントコース

- ・ 社会における多様な主体との協働に対応する力を身に付けるための科目を設置する。
 - ・ 社会を構成する人間の理解を深めるための科目を設置する。
 - ・ 高齢社会が直面する介護を取り巻く課題を国際的・地域的視点から捉え、考える力を身に付けるための科目を設置する。
 - ・ 多様性に寛容な社会、SDGs を達成できる社会、皆で力を合わせて活動できる社会の構築に必要な実践的な能力を身に付けるための科目を設置する。
- ⑥ アセスメント・ポリシーに基づく学修アセスメント・プランを提示し、学位授与方針に示す能力の修得状況及び学生の成長に伴う達成度を客観的に測定、評価する。

（２）カリキュラム・ポリシーの各項目と教育課程（各授業科目）の整合性

先に述べたカリキュラム・ポリシーを達成するために、各学科で科目区分を設定している。

【看護学科】

本学では、令和２（2020）年の保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正とその背景及び「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会報告」に基づき、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーを再検討し、「グローバル教育」「地域基盤型教育」「キャリア形成教育」を人材育成の３本柱とする国際大学・総合大学の看護学部として、より体系的・自律的な教育を展開し、常に変化する社会情勢や多様な対象のニ

ーズに対応することのできる幅広い知識とスキルを有し、地域に貢献できる看護職者を養成するために、令和4年度にカリキュラムを変更し、教育内容の充実を図っている。

① 全学部共通基盤科目群

全学部、全学年の学生を対象として設置される科目である。看護学の基礎となる文理融合型リベラルアーツとして、幅広い教養、新たなリテラシー及び総合的な洞察力を身に付けることを目的とし、「デジタルアプリ A」、「アカデミック・スキルズ」、「データサイエンス I」等を配置する。

② 外国語科目群

グローバル化による社会のニーズに応え、多様性を理解・尊重することを学ぶことを目的として設置される科目である「Fundamentals of English I」、「Oral Fluency I」、「中国語 I」、「韓国語 I」等を配置する。

③ キャリア形成科目群

専門職の役割を考えながら能動的に学修し、キャリア形成の基盤を身に付けることを目的とし、「プロジェクト教育 A」、「プロジェクト教育 B」、「未来講座-これからの看護」を配置する。

④ 専門基礎科目群 I・II

専門職の基盤となる専門性を体系的に身に付け、保健・医療・福祉の知識・技能、連携について学ぶことを目的として設置される科目である。「保健医療統計学」、「臨床薬理学」、「臨床生化学」等を配置する。

⑤ 専門科目群 I・II・III・IV

専門科目群 I、専門科目群 II、専門科目群 III では、看護学の基本、ライフステージ、健康レベル、生活の場の違いに対応した看護実践力を身に付けることを目的として設置される科目である。「看護学概論」、「母子看護学概論」、「地域・在宅看護概論」等を配置する。また、専門科目群 IV では、多様化、複雑化した状況下にある看護並びに看護職者の倫理や役割の理解を深めることを目的として設置される科目である。「総合看護学演習 A」、「総合看護学演習 B」、「医療倫理学」等を配置する。

⑥ 専門科目群 V

専門的な国家試験受験資格、免許を取得するため、保健師課程、助産師課程、教職課程に必要な知識の修得を目的として設置される科目である。「助産学概論」、「教職論」、「健康政策論」等を配置する。

【理学療法学科】

① 全学部共通基盤科目

全学部、全学年の学生を対象として設置される科目である。文理融合型リベラルアーツとして、幅広い教養、新たなリテラシー及び総合的な洞察力を身に付けることを目的とし、「デジタルアプリ A」、「アカデミック・スキルズ」、「データサイエンス I」等を配置する。

② 外国語科目群

「外国語科目群」は、グローバル化が進む社会で活躍できる素地を養うための科目として、「Fundamentals of English I」、「Oral Fluency I」を配置する。

③ キャリア形成科目群

「キャリア形成科目群」は、国内外を問わず社会に貢献するため自らの専門性を考察し、保健・医療・福祉に関する諸問題に関心を持ち主体的に行動する力や生涯学び続ける意欲を養うための科目として、「基礎ゼミⅠ」、「基礎ゼミⅡ」、「理学療法ゼミ」、「世界の理学療法」等を配置する。

④ 専門基礎科目群Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ

「専門基礎科目群」は、理学療法を学ぶ基礎を固め、医療人としての倫理観やコミュニケーション能力を身に付けるための科目「専門基礎科目群Ⅰ」、人体の仕組みと成りたち、そしてその機能を系統立てて理解し、さらに人体の運動や心身の発達について学ぶための科目「専門基礎科目群Ⅱ」、医学・医療分野の基礎を学び、様々な疾病や障害の発症、予防、治療、回復過程に関する知識を習得し、さらに、栄養や救急救命、画像診断など医療に関する幅広い知識を身につけるための科目「専門基礎科目群Ⅲ」、社会保障論や地域包括ケアシステムなどの保健・医療・福祉の知識と自立支援や就労支援を含みリハビリテーションの理念を学び、またチーム医療を実践するために必要となる連携教育の理念から実践までを習得するための科目「専門基礎科目群Ⅳ」である。

専門基礎科目群Ⅰは、「基礎物理学」、「医療コミュニケーション論」、「医療倫理学」等を配置する。専門基礎科目群Ⅱは、「人体の構造」、「人体の機能」、「運動学Ⅰ」、「人間発達学」等を配置する。専門基礎科目群Ⅲは、「整形外科系医療学」、「医療概論」、「老年学」、「障害予防論」等を配置する。専門基礎科目群Ⅳは、「保健医療福祉概論」、「多職種間連携教育」、「リハビリテーション科学」等を配置する。

⑤ 専門科目群Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ

「専門科目群」は、理学療法の基礎から研究マインドまで系統的に理学療法を学ぶための科目「専門科目群Ⅰ」、医療保険制度、介護保険制度を理解し、職場管理、理学療法教育に必要な能力や職業倫理観を高めるため、また理学療法評価・治療の理論から実践技術までを身につけるため、さらに理学療法の対象となる全ての人に対して地域における生活を支援するために必要な知識や考え方を学ぶ科目「専門科目群Ⅱ」、理学療法における総合演習と臨床実習を通して、知識、技術、思考、さらに実践力を養い、実際の臨床場面で活躍できる力を身につけ、さらに理学療法に関する総合的な学びをするための科目「専門科目群Ⅲ」である。

専門科目群Ⅰは、「理学療法学概論」、「基礎理学療法学」等を配置する。また、研究法や統計学等、理学療法の発展を図るための科目「理学療法研究法」、「医療統計学」等を配置する。専門科目群Ⅱは、1. 理学療法管理学「職業倫理管理学」、2. 理学療法評価学「基礎理学療法評価学」、「疾患別理学療法評価学」等、3. 理学療法治療学「疾患別理学療法治療学」、「日常生活活動学」、「物理療法学」等、4. 地域理学療法学「地域理学療法学」、「地域理学療法学演習」等を配置する。専門科目群Ⅲは、

「臨床実習Ⅰ（見学）」、「臨床実習Ⅳ（総合）」、「地域実習」等を配置する。さらに理学療法に関する総合的な学びをするための科目「総合演習A」等を配置する。

【福祉総合学科】

① 全学部共通基盤科目群

全学部共通基盤科目群は、全学部、全学年の学生を対象として設置される科目である。福祉を学ぶ基礎となる文理融合型リベラルアーツとして、幅広い教養、新たなリテラシー及び総合的な洞察力を身に付けることを目的とし、「データサイエンスⅠ」、「デジタルアプリA」、「アカデミック・スキルズ」、「社会学」等を配置する。

② 外国語科目群

外国語科目群は、多様な文化背景を理解し、グローバルな学びを実現するために設置した科目群で、「Fundamentals of EnglishⅠ」、「韓国語Ⅰ」等を配置する。なお「日本語Ⅰ」、「日本語アカデミック・ライティング」は留学生のための科目である。

③ キャリア形成科目群

キャリア形成科目群は、地域を基盤とした実践現場での研修や実習などを通じて、キャリア形成や生涯学習に資する主体的・自律的な学びを実現するために設置した科目群で、「基礎ゼミ」、「福祉疑似体験」、「地域ボランティア研修」等を配置する。

④ 専門基礎科目群

専門基礎科目群は、専門分野の共通基盤（学士専門力）を体系的に身に付け、より広い視野から福祉を考えるため、学科の学びの基礎となる科目群であり、「人間学」、「サステナブル社会論」等を配置する。

⑤ 専門科目群

専門科目群は、実践力と総合力を体系的に身に付け、専門分野を深く学ぶための基盤（学士専門力）を形成するために設置した科目群であり、各コースは以下の内容からなる。

ー社会福祉コース

- ・ 福祉に関する幅広い知識と教養を身に付けるための科目「社会福祉原論」、「地域福祉の理論と方法Ⅰ」、「精神保健の原理Ⅰ」等を設置する。
- ・ 対象者理解を深め、専門的な知識・技能を習得するための科目「高齢者福祉サービス」、「障がい児・者福祉サービス」、「子ども家庭福祉論」等を設置する。
- ・ 社会環境や多様化するニーズを理解し、人と環境を包括的に捉え、孤立や排除のない地域づくりに貢献できる力を身に付けるための科目（ソーシャルワーク猪野基盤と専門職Ⅰ）、「ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ」、「医療ソーシャルワーク論」、「精神障害リハビリテーション論」等を設置する。
- ・ 課題を自発的に探求し、問題解決能力を身に付けるための演習・実習に関する科目「ソーシャルワーク演習Ⅰ」、「精神保健福祉援助演習Ⅰ」、「ソーシャルワーク実習Ⅰ」、「精神保健福祉援助実習Ⅰ」等を設置する。

ー子ども福祉コース

- ・ 子どもの育ちを支える専門的知識・技能を身に付けるための科目「子ども家庭福祉」、「保育者論」、「保育の心理学」等を設置する。
- ・ 遊びを通じた発達の援助を自発的に実践する力を身に付けるための科目「子どもの生活と遊びA」、「特別な保育のニーズと理解」、「幼児教育研究（遊びの援助）」等を設置する。
- ・ 子どもの教育や保育の課題を国際的・地域的視点から捉え、考える力を身に付けるための科目「子どもの健康と安全」「地域における子育て支援A」、「子どもの人間関係と観察」等を設置する。
- ・ 子どもの教育・保育だけでなく、女性・家族が抱える福祉的課題について問題意識を持ち、ソーシャルワークを効果的に活用する力を身に付けるための科目「ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ」、「地域福祉の理論と方法Ⅰ」、「障がい児・者福祉サービス」等を設置する。

ー福祉マネジメントコース

- ・ 社会における多様な主体との協働に対応する力を身に付けるための科目「人間関係とコミュニケーション」、「チームマネジメント論」、「リスクマネジメント論」等を設置する。
- ・ 社会を構成する人間の理解を深めるための科目「認知症の理解」、「高齢者福祉サービス」等を設置する。
- ・ 高齢社会が直面する介護を取り巻く課題を国際的・地域的視点から捉え、考える力を身に付けるための科目「介護概論Ⅰ」、「生活支援技術」、「発達と老化の理解A」等を設置する。
- ・ 多様性に寛容な社会、SDGs を達成できる社会、皆で力を合わせて活動できる社会の構築に必要な実践的な能力を身に付けるための科目「災害福祉論」、「リハビリテーション論」、「福祉運営論A」等を設置する。

各学科は専門職種養成課程としてそれぞれの指定規則に準じて科目を構成している。また、資格取得に求められる科目は必修（又は選択必修）科目として配置するとともに、多様な視点を持つ専門職種の要請を実現するために、多様な科目を選択科目として配置する。さらに専門科目の連続性を考慮して履修順序を決定し、これまで運営をしてきた（【資料 2-1～2-3】各学科のカリキュラム・ツリー）。科目の設定単位数は、それぞれの専門職養成指定規則やモデル・コア・カリキュラムを参照し、専門職種として求められる学びを得られるようにしている。

（3）年に複数回の学生受け入れの計画について

福祉総合学科では、春学期入学と秋学期入学による学生受け入れを計画しており、それぞれの定員を 58 名と 7 名に設定している。上述で示したカリキュラム・ポリシーに則り、さらに、1 年間の授業を行う期間は 35 週間にわたることを原則として（学則第 25 条）、それぞれのカリキュラム（教育課程）を編成している（【資料 3-1、3-2】履修モデル春・秋）。ま

た、講義を担当するにあたり、教員の担当科目数は週 6 コマと設定し、教員負担割合を考慮した教育体制を整えている。

(4) 主要授業科目について

本学部ではそれぞれの学科が専門職養成課程としての役割も持ち、専門領域の先端医療を理解しながら健康全体を重層的にみわたり、多職種間連携を実践できる人材の輩出を目指している。そのため、それぞれの指定規則に則った科目を配置している。その中で、ディプロマ・ポリシーに基づく科目を主要授業科目と設定し、原則として基幹教員が担当している。

(5) 単位時間数について

本学学則において、単位時間数について次の通り定めている。

第 24 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第 26 条第 1 項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね 15 時間から 45 時間までの範囲で、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、おおむね 15 時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、演習について、授業の内容によっては、おおむね 30 時間の授業をもって 1 単位とすることができる。
- (2) 実験、実習及び実技については、おおむね 30 時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、授業の内容によっては、おおむね 45 時間の授業をもって 1 単位とすることができる。
- (3) 医療関係職種養成所指定規則に関係する学部・学科の実験、実習及び実技については、授業の質を担保する観点で前号の「おおむね 30 時間」を「30 時間」と読み替えるものとする。

(6) 1 年間の授業期間について

1 年間の授業期間は学則第 25 条において、「1 年間の授業を行う期間は、35 週にわたることを原則とする。」と規定している。

また、各授業科目の授業期間については、次の通り定め、公表している。

城西国際大学では令和 4（2022）年 4 月より、さらなる教育の質の向上と学生中心の教育を実現するため、授業時間を 1 コマ 90 分から 105 分に変更することを決定した。また、学事暦をセメスター制（2 学期制）から現在のクォーター制（4 学期制）に変更した。

クォーター制の導入に伴い、同一授業科目を週複数コマ集中的に実施することで、学びの密度を高めるとともに、課題等のフィードバックと評価をこれまで以上に丁寧に行うことによって、教育の質的向上を目指す。

また、長期休業期間あるいは長期休業期間とクォーターを組み合わせることにより、学外で活動するためのまとまった時間を作れるようになる。海外留学、研修、インターンシップ、ボランティア活動、課外活動など、多様な学びと交流を得る機会として活用できる。さらに各クォーター間に設けるサマーセッション、ウィンターセッションでは、集中授業に加えて、

リメディアル教育や学外での活動を主とした科目を配置するなど、年間を通じてさまざまなニーズに応じた学びの機会を提供する。

5. 教育方法、履修指導方法及び 卒業要件

5. 教育方法、履修指導方法及び卒業要件

(1) 教育課程について

各学科、専門職養成課程として、それぞれの指定規則に則って科目を配置している。また、それぞれの指定規則が求める学修成果を得られるよう、講義・演習・実習・実技などの授業方法を設定している。それぞれの授業方法では、指定規則に準じたクラス配置人数を設定し、必要に応じてゼミ単位での少人数教育も実施している。専門職養成課程として、専門基礎科目から専門科目へ、といった階層性を明確にして配当年次を設定している。

(2) 卒業要件について

卒業要件については、既設の学科ごとに示した要件を踏襲する。国家試験受験資格に対応し、それぞれの指定規則の定める科目区分及び単位数を適切に配置している。また、指定規則に則り、資格取得でコアとなる科目は必修科目に置いたうえで、ディプロマ・ポリシーを達成し、かつ学生の学びの多様性にに応じた選択必修科目、選択科目を配置している。学科ごとの卒業に必要な単位は、以下の表に示すとおりである。

看護学科：

科目群	最低修得単位数
全学部共通基盤科目群	3 単位
外国語科目群	0 単位
キャリア形成科目群	1 単位
専門基礎科目群Ⅰ	11 単位
専門基礎科目群Ⅱ	21 単位
専門科目群Ⅰ（基礎看護学）	15 単位
専門科目群Ⅱ（専門看護学）	37 単位
専門科目群Ⅲ（広域看護学）	13 単位
専門科目群Ⅳ（総合看護学）	5 単位
指定された各科目群より修得した科目以外に、全学部共通基盤科目群より選択必修	3 単位
指定された各科目群より修得した科目以外に、外国語科目群より選択必修	6 単位
指定された各科目群より修得した科目以外に、キャリア形成科目群より選択必修	1 単位
指定された各科目群より修得した科目以外に、専門基礎科目Ⅰ・同Ⅱより選択必修	4 単位
指定された各科目群より修得した科目以外に、専門科目群Ⅲ・同Ⅳより選択必修	2 単位
指定された各科目群より修得した科目以外に、専門科目群Ⅳより選択必修	2 単位
卒業に必要な総単位数	124 単位

理学療法学科：

科目群	最低修得単位数
全学部共通基盤科目群	11 単位
外国語科目群	4 単位
キャリア形成科目群	4 単位
専門基礎科目群Ⅰ（基礎分野）	5 単位
専門基礎科目群Ⅱ（靱帯の構造と機能及び心身の発達）	16 単位
専門基礎科目群Ⅲ（疾病と障害の成りたち及び回復過程の促進）	15 単位
専門基礎科目群Ⅳ（保健医療福祉とリハビリテーションの理念）	4 単位
専門科目群Ⅰ（基礎理学療法学）	8 単位
専門科目群Ⅱ（理学療法管理学・理学療法評価学・理学療法治療学・地域理学療法学）	34 単位
専門科目群Ⅲ（臨床実習）	23 単位
卒業に必要な総単位数	124 単位

福祉総合学科：

科目群	最低修得単位数
全学部共通基盤科目群	10 単位
外国語科目群	4 単位
キャリア形成科目群	12 単位
専門基礎科目群	2 単位
専門科目群	66 単位
各科目群の最低修得単位数以外に上記の科目群より修得	30 単位
卒業に必要な総単位数	124 単位

看護学科では看護師・保健師・助産師・養護教諭養成課程、理学療法学科では理学療法士養成課程、福祉総合学科では社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士・保育士・幼稚園教諭一種養成課程として、施設指定規則に則って科目を配置している。各学科の養成する人材像を勘案し、履修モデル【資料 4-1～4-10】を作成している。

（３）卒業研究・論文について

卒業研究・論文については、各学科で次のように科目を開講し、単位設定している。

看護学科では、３年次に「看護研究方法論」（１単位）、４年次に「卒業論文」（２単位）を開講する。「看護研究方法論」では、看護研究の種類、研究のプロセス、人権尊重、倫理遵守などを学ぶ。文献クリティークを通して、研究論文を通読し、興味を持ったテーマについて、研究計画書を作成する。「卒業論文」では研究計画に基づき、論文作成を行い、論理的かつ批判的思考力の醸成及び、課題を探究する力を養成する。

理学療法学科では、3年次に「理学療法研究法」（1単位）、「卒業研究Ⅰ」（1単位）、4年次に「卒業研究Ⅱ」（1単位）を開講する。「理学療法研究法」では、理学療法領域における代表的な研究手法や研究活動に対する基本的態度、研究方法を学ぶ。「卒業研究Ⅰ」では、研究室に配属して、各自の研究テーマの決定、文献検索の実践、実験計画等、研究計画の立案に取り組む。「卒業研究Ⅱ」では、各自が「卒業研究Ⅰ」で立案した計画を実践し、課題の解決に取り組むことを通して、問題解決能力の醸成を図る。さらに、研究成果をまとめて発表するという一連のプロセスを通して、大学院進学を視野に入れた研究者養成の礎を築く。

福祉総合学科では、3年次に「ゼミナールA・B・C・D」（各1単位）、4年次に「ゼミナールE・F・G・H」（各1単位）を開講する。「ゼミナールA・B・C・D」（各1単位）では、すべてのひとびとの福祉の増進に関連する課題を対象として、研究テーマの設定、文献検索の実践、調査方法の手法の学習などを行い、研究計画を作成する。「ゼミナールE・F・G・H」（各1単位）では、研究計画に基づき、論文作成を行い、論理的かつ批判的思考力の醸成及び、課題を探究する力を養成する。

以上の授業内容を踏まえ、また、教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮して、それぞれに妥当な単位数を配当している。

（4）履修科目の年間登録上限（CAP制）について

本学では、個々の授業科目に対する学生の十分な学修時間の確保の観点から、履修科目の年間登録上限（CAP制）を設定している。

看護学科では、各年次における履修登録の上限は、1年次 49 単位、2年次 49 単位、3年次 49 単位、4年次 42 単位までとする。ただし、各クォーターの履修登録単位数は18単位以下、各集中授業は4単位以下とする。

福祉総合学科及び理学療法学科では、履修登録の上限（CAP制）は、各クォーター13単位、サマーセッション5単位、ウィンターセッション7単位までとし、年間の履修登録については42単位までとする。ただし、累積 GPA が 2.0 を超えた場合には、年間の履修登録上限数を超えて 49 単位まで履修することを認めている。

（5）他大学における授業科目の履修等について

他大学における授業科目の履修等については、学則に次の通り定めている。

第31条 教育上有益と認められる場合には、本学が協定又は認定した他の大学（外国の大学を含む。）の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により修得した単位は、30 単位を超えない範囲で本学における卒業に必要な単位として認めることができる。

3 前2項の規定は、学生が外国の大学に留学する場合について準用する。

（6）留学生への対応について

留学生に対しては入学前教育を行い、日本での留學生活及び大学での学習を円滑に行えるよう指導している。入学後は、オリエンテーションを実施し、具体的生活指導（交通安全講

習、日本の法律の周知、日本人学生との交流会等）、情報連絡体制の構築、及び履修指導を行っている。毎週 1 回、本学の国際課で在籍確認をしている。さらに、留学生ホームルームを定期的に開催し、生活を含めた指導を行っている。

（7）多様なメディアを利用した授業について

本学における講義、演習、実験、実習若しくは実技の授業について、教育上有益と認めるときは、多様なメディアを利用して当該授業を行う教室等以外の場所で履修することを認めている（学則第 26 条第 2 項）。その際、これらの授業科目については、卒業要件単位に含むことができる上限を 60 単位としている（学則第 27 条第 3 項）。

6. 多様なメディアを高度に利用 して、授業を教室以外の場所で 履修させる場合の具体的計画

6. 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合の具体的計画

本学における多様なメディアを利用した授業は、当該授業を行う教室等以外の場所で履修可能であり、その実施方法は同時双方向型・オンデマンド型である。これらは次の通り学則で定めている。

- ・本学は、教育上有益と認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる（第26条第2項）。
- ・多様なメディアを高度に利用して実施する授業科目については、卒業要件単位に含むことができる上限を60単位とする（第27条第3項）。

同時双方向型で授業を運営する場合は、対面授業にはない同時双方向型オンライン授業であることのメリットを学生が実感できるものとしている。同時双方向型授業については、同曜日・同時限に配置されている他の科目を同時に履修することはできず、また、同時双方向型授業の一部又は全部をオンデマンド型にすることはできないことを示している。

オンデマンド型授業の場合は、授業時間の7割を目途に動画/音声資料を作成する。文字と静止画像だけで音声のない資料提供は避け、授業資料は授業進行に合わせて滞りなく提示することとしている。また、内容をブラッシュアップする努力を怠らず、授業資料は当該クォーター中において継続して開示することを示している（【資料5】2025年度授業運営方針）。

7. 編入学定員を設定する場合の 具体的計画

7. 編入学定員を設定する場合の具体的計画

(1) 既修得単位の認定方法

本学の既修得単位の認定方法は、次の通り学則で規定している。

第 32 条 教育上有益と認められる場合には、学生が本学に入学する前に、他の大学又は短期大学（いずれも外国の大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後における授業科目の履修により修得したものとみなし、本学における卒業に必要な単位として認めることができる。

2 教育上有益と認められる場合には、学生が本学に入学する前に行った短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣の定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、本学における卒業に必要な単位として認めることができる。

3 前 2 項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、30 単位を超えない範囲で本学における卒業に必要な単位として認めることができる。ただし、編入学、転入学、学士入学及び再入学の場合については、適用しないものとする。

第 33 条 編入学者、転入学者及び学士入学者にあつては、前条の規定により、入学前の大学等において修得した単位（以下「既修得単位」という。）のうち、その大学等が発行する単位の修得証明書に基づき、40 単位を上限として、本学における卒業に必要な単位として包括認定を行うことができる。ただし、薬学部及び健康科学部理学療法学科においては、包括認定を行うことができないものとする。

2 教育上有益と認められる場合には、既修得単位のうち、前項に規定する単位のほかに 20 単位を上限として、本学における卒業に必要な単位として認めることができる。ただし、薬学部においては、147 単位、健康科学部理学療法学科においては、49 単位を上限とする。

3 第 53 条第 3 号から第 5 号までの規定により入学を許可された者は、入学前の高等専門学校等で修得した単位を第 41 条に定める教育職員免許状取得のための課程（以下「教職課程」という。）に必要な単位として認めることはできない。

4 単位認定等の条件により 3 年次以下（薬学部にあつては、4 年次以下）への編入学等となった場合には、第 30 条に規定する履修科目として登録できる単位数の上限を超えない範囲で、本学における卒業に必要な単位として認めることができる。

必修科目については、他大学で修得した科目と自学科開講科目の間に、内容・水準等について一対一の対応関係がある場合に限り認定している。選択科目では、他大学の授業科目が、本学の選択科目の特定の科目群の範囲内とみなせる程度の同等性がある場合には、内容・水準等について一対一の対応関係が無くても認定としている。

(2) 履修指導方法

編入学の履修計画については、【資料 6】のとおり週間スケジュールを含む具体的な履修モデルを作成し、履修指導を行っている。

(3) 教育上の配慮等

福祉総合学科では、受験前に修得済み（見込みを含む）の単位について、科目名・科目内容と成績を確認し、シラバス等に従って読み替えが可能であるかを検討する。原則として、他大学で認定されている単位を、成績の基準に照らして、未修得とすることはない。本学の学年進行に照らし合わせた際に、進級条件に沿って、編入学年次を設定する。編入可能な最高学年は3年次であり、編入学年次以降に配当される科目は原則履修するものとしている。この検討結果と入学時点での単位修得済み科目をもとに、編入学が認められた学生について、教授会にて単位認定を承認する。認定する単位数の上限は60単位である。入学後には、学年ごとの教科ガイダンスにて、教育の全体像、教育方針などを示している。また、アドバイザー制度により、個別の履修内容を伝達し、履修登録に不備のないようにしている。編入学した後に、下位学年の科目履修が必要な場合には、履修に無理が生じないように時間割等の配置を配慮する場合もある。その後も、アドバイザー、教務担当教員及び学部事務室が、必要に応じて対処し、編入学生が不利益を被らない状況を構築している。

8. 実習の具体的計画

8. 実習の具体的計画

看護学科の臨地実習はその養成指定規則に準じて行われている。他の養成指定規則と異なる点が多々あるため、本項では、「看護学科」と「理学療法学科・福祉総合学科」の大きく2つに分けて現状を記載する。

(1) 看護学科について

ア 実習の目的

実習は、学習した知識と技術をケアの対象の意味ある生活に適応させて、対象がよりよく生きていく過程（QOL）を対象とともに作り上げていくことを学ぶ。実習を行うことで最終的にディプロマ・ポリシーにあった人材を養成する。本学での看護学実習の目的は、看護ケアの対象を生活者の視点で把握し、地域、在宅、病院、福祉施設等それぞれの場における看護ケアの役割と特徴を理解し、対象の個別性に合わせた看護実践を展開する基礎的能力を習得することである。また、実習は看護ケアの対象と関わり、感じ、考え、働きかけ、相互作用の中で学習を積み重ねるという非常に重要な経験的学習活動であることから、看護職としての職業的倫理性、主体性と自立性という態度を習得することを目的とする（【資料7】看護学部実習要項共通事項 2024）。

イ 実習先の確保状況

看護学科は看護師国家試験受験資格、保健師国家試験受験資格、助産師国家試験受験資格、養護教諭一種免許国家資格のための課程を設置する。

臨地実習においては、多様な看護活動の場の特性を把握し、様々な健康レベルの対象に応じた看護実践を学ぶことができるように、地域の主要な医療機関、保健所、市町村保健センター、訪問看護ステーション、老人保健施設、各種福祉施設、学校、企業等を実習施設として選択している。コアとなる実習施設は、近隣の「東千葉メディカルセンター」及び「成田赤十字病院」をはじめとした公的病院を確保している（【資料8】看護学部 実習先一覧、【資料9】看護学部 実習受入承諾書）。

ウ 実習先との契約内容

実習にあたっては、「実習契約書」に記載した内容をもって、それぞれの臨地実習機関と本学との間で、文書による契約を交わす。契約の内容は、依頼内容、契約期間、実習費、経費の負担、施設設備の使用法、学生の服務、事故による損害賠償等、健康管理、守秘義務、学生の負傷又は傷病、実習の中止又は延期である。また、個人情報については、毎年度「実習に関する誓約書」を作成し、実習施設ごとに、実習する学生が署名し、教員がとりまとめ、実習施設の実習担当者に提出する。加えて、学内での実習オリエンテーションでは個人情報の保護の重要性について説明し、注意喚起を行う。また、「看護学実習要項 共通事項」の情報管理の中で、具体的な方法を記載している。さらに、資料として個人情報保護に関するマニュアルを提示している（前掲【資料7】看護学部 実習要項共通事項 2024、【資料10】看護学部 実習施設契約書）。

エ 実習水準の確保の方策

(ア) 学内における実習前の準備

- ① 1年次「サービ斯拉ーニング、基礎看護学実習 A」、2年次「基礎看護学実習 B」、3年次領域別実習、4年次フィールド教育、インターシップ実習の開始前には、これらの実習全体に関して、学生全員を対象に「看護学実習要項 共通事項」、実習要項を用いて実習の構成、実習の意義、目的、方法、注意事項等を説明する。
- ② 実習開始直前に、実習グループごとに、実習目標、到達レベル、注意点、連絡報告相談に関する詳細を説明する。
- ③ 実習開始前に教員は学生に事前の学習課題を提示し、基礎的・基本的知識と技術の準備を促す。実習室を有効利用した実習前の技術練習を支援する。

(イ) 実習施設との協働による質の確保

実習施設には、本学のカリキュラムや実習で学ばせたいことを、実習要項等をもとに説明する機会を設ける。実習施設の指導者と教員とで十分に話し合い、学生の受け持ち患者、受け持ち利用者を決定する。実習施設からの要望や意見などを把握し、実習委員会や各領域で検討する。

オ 実習先との連携体制

学科内に設置する実習委員会が、全体の実習スケジュールの管理、学外との調整を行う、また、実習委員会では学生の学修状況、目標達成状況、学生の心身の健康管理、インシデント・アクシデントレポートの管理を行う。実習先との連携に関しては、実習委員会が中心となって、コアとなる実習施設と臨地実習指導者協議会を年度に1回実施し、情報や問題の共有を図り、課題がある場合は解決に向けた対策を検討する。個別の実習施設との連絡は、当該実習に関係する教員と実習施設の実習指導担当責任者との間で実施する。また、実習終了後には、実習施設毎に反省会等を実施する。

医療機関で実施する実習は、病棟の状況を考慮しながら、基本的には1病棟5～6名の学生を配置し、1病棟に1人の実習指導者を大学から配置する。訪問看護ステーション、保健所、市町村保健センター、老人保健施設、各種福祉施設、学校、企業等で実施する実習は、1施設に学生3～4名を配置し、教員又は実習指導者が巡回する実習指導体制をとる。

カ 実習前の準備状況（感染予防対策・保険等の加入状況）

(ア) 保険の加入

実習に関わる保険の加入は、入学時に学生教育研究災害傷害保険（学研災）・学研災付帯賠償責任保険（学研賠）に加入することとなっている。学生に保険の加入を義務付け、学部事務室で学生の保険の加入状況を把握する。

(イ) 感染症の予防

実習施設では、自らを感染源から守るとともに、自らが感染源とならないように留意する。麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎に関して、学生は免疫を獲得した上で実習することを原則とする。ただし、抗体価が陰性の場合は計画的に予防接種を受けることを原則とする。日本環境感染学会「医療従事者のためのワクチンガイド第3版」、「追補版新型コロナワクチン」を参考に実習開始まで準備をする。

毎年インフルエンザ予防接種を1回行う。特段の理由もなくインフルエンザ予防接種を実施していない学生は、原則的に実習を実施できない。

新型コロナウイルス感染症の予防接種をしていることが望ましいが、接種していなくても実習は実施できる。

B型肝炎に関しては、2年次でB型肝炎ワクチンの3回接種、HBs抗体価検査を実施する。特段の理由もなく、予防接種を実施していない学生は、原則的に実習を実施できない。

(ウ) 情報管理

法に基づく患者情報の取り扱いと守秘義務、看護職の守秘義務に違反した場合の罰則、看護学生の実習における情報の取り扱いと守秘義務、実習終了後の記録類・データの処理について、「看護学実習要項 共通事項」に記載した。これらの事項は実習前オリエンテーションの際に、学生に周知徹底する(前掲【資料7】看護学実習要項)。

キ 事前・事後における指導計画

(ア) 全体のオリエンテーションでの指導

入学後の新入生オリエンテーション、3年次4月のガイダンスにおいて実習委員会からの説明時間を確保し、看護学における実習の意味づけ、倫理的態度、学生としての実習に臨む態度について説明する。

(イ) 実習前の指導

1年次の7月、2年次の2月、3年次の9月頃に、「看護学実習要項 共通事項」に基づき実習前の全体オリエンテーションを行う。実習の目的・目標、実習方法、評価方法及び実習場所における態度、行動について説明し、看護学生としての責任を自覚し実習に臨めるようにする。

実習中の事故発生時の対処、災害時の対応については、「看護学実習要項 共通事項」に基づき説明する。また、実習は、看護の対象となる人々の生命や尊厳が守られ、安全と安楽が確保されることが重要となる。そのため、実習中はどのようなことでも自己判断のみで実施せず、報告・連絡・相談・確認に努めるよう説明する。

実習科目ごとのオリエンテーションは、それぞれの実習開始前にグループ毎に実施する。実習開始前に学習準備状況、健康管理について確認し、不足のある学生には、個別に合わせた課題を提示し、必要な学修を十分に行って実習に臨めるように支援する。

(ウ) 実習後の指導

実習科目の教員がグループ毎あるいは個別にて、実習記録をもとに実習の到達度を確認し、今後の実習や学修に反映される内容を検討する。

ク 教員の配置並びに巡回指導計画

実習施設と事前に相談をし、学生が安全に実習できるように適切に指導教員を配置する。実習期間中における教員の授業運用に支障のないように、実習科目ごとに教員同士で調整をし、教員予定表を作成し実習施設に提出する。また、実習施設との連携強化、実習指導体制の充実などの観点から実習指導に特化した実習指導教員(非常勤)を配置し、教員と連携しながら実施する。

養護教諭一種免許資格取得に必要な実習における巡回計画は【資料11】に示す通りである。

ケ 実習施設における指導者の配置計画

実習施設には、病棟ごと、施設ごとに臨地実習指導者講習会を受講した看護師が実習指導者として配置されている。基本、実習中においては、実習指導者はフリーとなり、学生の指導を実施する。学生の実施する看護ケアと一緒に実施し、その都度、学生の相談、指導にあたる。

コ 成績評価体制及び単位認定方法

(ア) 履修要件

- ① 基礎看護学実習 A を履修するためには、看護方法論演習 A、看護方法論演習 B を修得していること。
- ② 看護方法論 A・B、看護方法論演習 A～D、並びに基礎看護学実習 A のいずれかが未修得である場合は、基礎看護学実習 B の履修判定（可否）の対象となり、教授会で審議の結果許可された学生のみ、基礎看護学実習 B を履修することができる。
- ③ 専門科目群Ⅱ、Ⅲの各実習を履修するためには、基礎看護学実習 B の単位を修得していることが必要である。
- ④ 専門科目群Ⅱ、Ⅲの各実習を履修するためには、各実習に関連する講義科目の方法論と方法論演習の単位を修得していることが必要である。

(イ) 実習評価と単位の認定

実習評価とは、実習において学生が実習目標を達成したかだけでなく、どのような臨床能力を獲得したか、成長したかを把握するものである。また、評価は実習状況の時々で学生と実習担当教員がともに行うことにより今後の学習課題や学習ニーズを明確化する目的を持つ。

実習中は常に自己の実習体験や学び、実習担当教員や実習指導者からの助言を振り返り、実習目標に照らして何がどのように達成されたか、残された課題は何かを自己評価する。

実習評価は、「実習評価表」をもとに、実習担当教員の評価を踏まえ、実習科目責任者が行う。単位の認定は、下記の項目による。

- ① 実習評価 S・A・B・C となった実習は、単位修得となる。
- ② 実習日数及び時間数の 1/3 以上欠席した実習は、単位認定の資格を失い、実習評価は F 評価（正当な理由がない場合）となり、当該実習科目単位は未修得となる。
- ③ 実習内容に不足があり、実習目標に到達できなかった実習は、実習評価が F 評価となり、当該実習科目単位は未修得となる。
- ④ 再実習：実習評価 F になった実習については、次年度に再実習を履修する。
- ⑤ 追実習：学校保健安全法施行規則第 18 条の疾病、忌引・事故等の正当な理由により実習日数が規定に満たない場合には、追実習を履修することができる。追実習を申請する場合は、追実習の必要性に関する事由を証明する書類（例：忌引き、診断書、事由書など）を添付する。追実習の申請書類の事由を鑑み実習施設の状況や他の実習との調整により実習科目責任者が追実習を可能と判断した場合、追実習を実施する。追実習後、実習委員会に報告する。追実習は、原則として同年度内で実施するが、実習施設との調整によってはその限りではない。

(2) 理学療法学科・福祉総合学科について

ア 実習の目的

実習の目的をそれぞれの「実習の手引き」へ明記し、本学の目指す養成人材との関連を示している。これらに基づき、既設の学科では実習を展開しており、新設学部においてもそれらを踏襲する（【資料 12-1～12-7】）。

イ 実習先の確保の状況

実習施設は原則として千葉県内及び関東近郊（東京・神奈川・茨城・埼玉）を最優先としている。一方で、遠隔地の実習施設も一部使用している。遠隔地の実習施設を利用するのは、第1に、学生の実家付近（学生の実家付近で行う臨床実習＝ふるさと実習という）であり、臨床実習中の学生の生活面のサポートを含めて採用している。第2に、学生が遠隔地を希望した場合による。この場合には、学生の履修状況などを総合的に判断して、遠隔地での実習の可否を決定している（【資料 13-1～13-2】 【資料 14-1～14-7】）。

ウ 実習先との契約内容

契約書面に守秘義務や事故防止などについて明記するとともに、学生は誓約書を記載する等して契約を明確化している。契約書には、個人情報保護や事故防止に関して明記し、学生に事前指導を行っている。また、実習施設にも上記資料を配布し、指導していることを事前に情報提供している（【資料 15-1～15-4】）。

エ 実習水準の確保の方策

「実習の手引き」へそれぞれの実習で求める教育内容・方法、成績評価方法を明記し、いかなる施設においても本学が求める実習目標を一様に達成できるように努めている（【前掲資料 12-1～12-7】）。

オ 実習先との連携体制

実習前に実習先と打ち合わせを行っている。また、学科内で実習担当者を配置するとともに、実習先の連絡担当者情報も収集することで、連絡体制・指導体制の管理・確保を図っている。

カ 実習前の準備状況（感染予防対策・保険等の加入状況）

新型コロナウイルス禍以降は特に、感染対策について徹底した指導を行っている。また、麻疹・風疹・ムンプス・B型肝炎ワクチンについては抗体価検査を実施し、抗体価が不足している場合は、学生個人の意思を最大限に尊重したうえで、ワクチン接種、感染予防に関する教育を行い、ワクチン接種を推奨している。大学経由で「学研災付帯賠償責任保険」に加入し、学科によって総合補償制度 Wi11 [ウィル]にも加入している。守秘義務については手引きを配布し、オリエンテーションを行う中で、SNS の利用や個人情報の保護を徹底している。

キ 事前・事後における指導計画

事前にオリエンテーションを行い、臨床実習の概要、実習に向かう意識、実習態度、実習後提出物などについて指導している。また、それぞれの養成課程の指定規則に準拠して、実習前・後の客観的臨床能力試験、共用試験を実施している。さらに実習後にはレポート課題や報告会を設定し、内省の促し及び学びの確認をしている。

ク 教員及び助手の配置並びに巡回指導計画

教員が実習先に1回以上赴き、臨地指導及び指導者との意見交換を行うこととしている。ただし、令和2（2020）年以降は、実習受け入れ施設の新型コロナウイルス対応による訪問制限の内容に準じて、オンライン等を用いた遠隔指導も計画していた。すべての実習科目において、臨床実習担当教員を複数名配置し、1名あたりの担当学生数を10名以内としている。原則、公共交通機関を用いて移動するため、効率的に訪問が可能になるように実習施設間の距離など踏まえて担当学生数に差を設けることがある。

実習が遠隔地にある場合は、担当学生数を減らすことで教員負担を軽減している。また、令和2（2020）年以降は、新型コロナウイルス対応による訪問制限も考慮し、教員が複数施設を巡回し、かつ県をまたいだ移動となることを避けるため、オンライン等を用いた遠隔指導を活用している。

ケ 実習施設における指導者の配置計画

実習の達成目標などの共有は、それぞれの実習資料の配布、及び事前の打ち合わせで行っている。さらに近年では、それらに加え、一部の学科ではオンデマンド配信による実習要項説明動画視聴を促している。

コ 成績評価体制及び単位認定方法

習施設による評価表、出席状況、実習後の大学独自課題、担当教員による評価等を収集し、総合的に評価している。実習ごとに各項目の配点をシラバスに明記し、60%以上の得点取得で単位認定を行っている。

9. 企業実習（インターンシップを含む）や海外語学研修等の学外実習を実施する場合の具体的計画

9. 企業実習（インターンシップを含む）や海外語学研修等の学外実習を実施する場合の具体的計画

（１）実習先の確保の状況

既設の看護学科、理学療法学科、福祉総合学科において実施していた海外研修を踏襲し、以下に示す学外実習を計画する。

実習施設名	所在地	科目名	受入可能人数	学科
シンビオシス国際大学	インド	グローバルヘルス A	上限なし	看護
韓南大学校 富川大学校 東西大学校	韓国	グローバルヘルス B	上限なし	看護
中国医科大学 東北大学	中国	グローバルヘルス B	上限なし	看護
センメルワイズ大学	ハンガリー	フィールド教育 インターンシップ	25 名	看護 医療薬
モナッシュ大学	オーストラリア	フィールド教育 インターンシップ	上限なし	看護
アルバータ大学	カナダ	フィールド教育 インターンシップ	上限なし	看護
オレゴン大学	アメリカ	フィールド教育 インターンシップ	上限なし	看護
ルワンダ大学	ルワンダ	フィールド教育 インターンシップ	上限なし	看護
カリフォルニア州立大学 カーティン大学	アメリカ オーストラリア	グローバル研修 A	20 名	理学療法
サンライズジャパンホスピタル	カンボジア	グローバル研修 B	20 名	理学療法
敬仁女子大学	韓国	福祉グローバル研修 A	20 名	福祉総合
大連東軟信息学院	中国	福祉グローバル研修 B	20 名	福祉総合

（２）実習先との連携体制

海外研修の対象となる派遣先大学とは、すべて海外姉妹校提携を結び、包括協定を締結している。本学では国際部国際課を中心に、各学科で国際教育委員会に所属する教員を配置している。派遣先には、連絡対応者の設定を協定内で定めており、密な連携が可能となっている。

（３）成績評価体制及び単位認定方法

成績評価区分は学則第 39 条に次の通り規定している。

各授業科目の成績評価は、学修成果の達成度に応じて、次の評価区分で行う。

（合格） S：100～90点 特に優れた成果を修めた

A：89～80点 優れた成果を修めた

B：79～70点 期待される成果を修めた

C：69～60点 必要とされる最低限の成果を修めた

（不合格） F：59点以下 必要とされる成果を修めることができなかった

科目ごとの単位認定方法はシラバスの試験及び成績評価に明記している。各科目の配点基準は以下の通りである。

○グローバルヘルス A：

筆記試験：40%・グループ発表：30%・オンライン授業への姿勢、レポート内容：30%

○グローバルヘルス B：

調べ学習・話し合いへの取組 30%・学内留学生との交流 20%・海外の学生との交流（オンラインも含む）、及び課題レポート等 50%

○フィールド教育・インターンシップ：

評価表に基づき、事前学習、実習内容、実習記録内容、実習態度、レポート等を総合的に評価する。

○グローバル研修 A：

研修中の取組：70%・課題プレゼンテーション：30%・単位認定には研修先大学が発行する修了証を必要とする。

○グローバル研修 B：

研修中の取組：70%・課題プレゼンテーション：30%・単位認定には研修先大学が発行する修了証を必要とする。

○福祉グローバル研修 A：

事前・事後授業への取組（20%）・研修中の問題意識・参加意欲・態度等（40%）・研修後のレポート内容と発表（40%）

○福祉グローバル研修 B：

事前・事後授業への取組（20%）・研修中の問題意識・参加意欲・態度等（40%）・研修後のレポート内容と発表（40%）

10. 取得可能な資格

10. 取得可能な資格

城西国際大学健康科学部は、既設の看護学部看護学科、福祉総合学部理学療法学科、福祉総合学部福祉総合学科の教育課程を踏襲するものであり、その教育課程を履修することで以下の国家資格の受験資格及び、資格取得が可能である。

【健康科学部 看護学科】

○看護師国家試験受験資格

ア 受験資格取得可能

イ 卒業要件単位に含まれる科目の修得のみで取得可能

○保健師国家試験受験資格

ア 受験資格取得可能

イ 卒業要件単位に含まれる科目のほか、受験資格に必要な科目 7 科目の修得で取得可能

○助産師国家試験受験資格

ア 受験資格取得可能

イ 卒業要件単位に含まれる科目のほか、受験資格に必要な科目 14 科目の修得で取得可能

○養護教諭 1 種

ア 資格取得可能

イ 卒業要件単位に含まれる科目のほか、教職関連科目の修得が必要

【健康科学部 理学療法学科】

○理学療法士国家試験受験資格

ア 受験資格取得可能

イ 卒業要件単位に含まれる科目の修得のみで取得可能

【健康科学部 福祉総合学科】

○社会福祉士国家試験受験資格

ア 受験資格取得可能

イ 卒業要件単位に含まれる科目の修得のみで取得可能だが、資格取得が卒業の必須条件ではない。

○精神保健福祉士国家試験受験資格

ア 受験資格取得可能

イ 卒業要件単位に含まれる科目の修得のみで取得可能だが、資格取得が卒業の必須条件ではない。

○介護福祉士国家試験受験資格

ア 受験資格取得可能

イ 卒業要件単位に含まれる科目の修得のみで取得可能だが、資格取得が卒業の必須条件ではない。

○保育士

ア 資格取得可能

イ 卒業要件単位に含まれる科目の修得のみで取得可能だが、資格取得が卒業の必須条件ではない。

○幼稚園教諭 1 種

ア 資格取得可能

イ 卒業要件単位に含まれる科目のほか、教職関連科目の修得が必要

11. 入学者選抜の概要

11. 入学者選抜の概要

(1) 入学者選抜について

既設の看護学科、理学療法学科、福祉総合学科で行ってきた方法を踏襲し、以下の入学者選抜を実施する。

ア 総合型選抜

目的：本学科が求める学生像を理解し、その資質と能力を発揮することに意欲的な人を対象とする。出願書類や資格・検定試験の成績などの提出書類、課題、プレゼンテーションでは知識・技能、思考力・判断力・表現力を評価する。面接では主体性・多様性・協働性や意欲・目的意識を主に評価する。

選抜方法と選抜基準：各学科で以下の①～③の選抜方法を採用している。

①書類審査・②課題への取組（看護学科・理学療法学科・福祉総合学科）・③面接の選考方法により総合的に判定を行っている。

イ 学校推薦型選抜（指定校）

目的：本学科が求める学生像を理解し、本学科が定める基準を満たし、かつ学校長などが推薦する人を対象とする。出願書類や推薦書、資格・検定試験の成績などの提出書類では知識・技能、思考力・判断力・表現力を評価する。面接では主体性・多様性・協働性や意欲・目的意識を主に評価する。

選考方法と選抜基準：各学科で①書類審査と②面接により総合的に判定を行っている。

また、以下の出願基準を設け、高等学校においても各学科のアドミッション・ポリシーの判定を経ていると考えている。

出願基準：在学中の人物成績が優秀で、調査書の評定平均値の出願基準は高等学校ごとに設定する。出願には学校長の推薦が必要である。

ウ 学校推薦型選抜（公募制）

目的：本学科が求める学生像を理解し、本学科が定める基準を満たし、かつ学校長などが推薦する人を対象とする。出願書類や推薦書、資格・検定試験の成績などの提出書類では知識・技能、思考力・判断力・表現力を評価する。面接では主体性・多様性・協働性や意欲・目的意識を主に評価する。

選考方法と選抜基準：看護学科、理学療法学科では以下の①～③の選抜方法を、福祉総合学科では以下の①及び③の選抜方法を採用している。

①書類審査、②課題への取り組み（看護学科・理学療法学科）、③面接の選考方法により総合的に判定を行っている。

また、以下の出願基準を設け、高等学校においても各学科のアドミッション・ポリシーの判定を経ていると考えている。

エ 一般選抜

目的：本学科での教育を受けるための資質と能力を有する人を対象とする。本学独自の学力検査（大学入学共通テスト）と出願書類において知識・技能、思考力・判断力・表現力を主に評価する。

選考方法と選抜基準：看護学科では以下の①②④⑥、理学療法学科では①②④、福祉総合学科では①②⑤の選抜方法を採用している。

①外国語・②国語又は数学・③数学・④理科・⑤地理歴史公民・⑥面接の選考方法により総合的に判定を行っている。

オ 大学入学共通テスト利用入学試験

目的：学力検査（大学入学共通テスト）は、募集要項に示した教科・科目の成績を採用する。

選考方法と選抜基準：看護学科、理学療法学科では以下の①②③④、福祉総合学科では①②③⑤の選抜方法を採用している。

①外国語・②国語・③数学・④理科・⑤地理歴史公民の選考方法により総合的に判定を行っている。

健康科学部では各学科のアドミッション・ポリシーを具体化するために、複数の選抜方法を配置する。本学部に該当する選抜方法は総合型選抜・学校推薦型選抜（指定校/公募制）・一般選抜・大学入学共通テスト利用入学試験及び外国人留学生選抜である。

看護学科では、設置の趣旨を踏まえた教学的な観点、入学志願者予測などを勘案して入学定員を 100 名とする。それぞれの募集人員及び割合は以下の通りとする。総合型選抜 21 名（21%）・学校推薦型選抜（指定校）40 名（40%）・学校推薦型選抜（公募制）10 名（10%）・一般選抜 20 名（20%）・大学入学共通テスト利用入学試験 7 名（7%）・外国人留学生選抜 2 名（2%）。

理学療法学科では設置の趣旨を踏まえた教学的な観点、入学志願者予測などを勘案して入学定員を 80 名とする。それぞれの募集人員及び割合は以下の通りとする。総合型選抜 18 名（22.5%）・学校推薦型選抜（指定校）30 名（37.5%）・学校推薦型選抜（公募制）10 名（12.5%）・一般選抜 15 名（18.75%）・大学入学共通テスト利用入学試験 5 名（6.25%）外国人留学生選抜 2 名（2.5%）。

福祉総合学科では、設置の趣旨を踏まえた教学的な観点、入学志願者予測などを勘案して入学定員を 65 名+編入学生 15 名とする。それぞれの募集人員及び割合は以下の通りとする。総合型選抜 15 名（23.1%）・学校推薦型選抜（指定校）20 名（30.8%）・学校推薦型選抜（公募制）5 名（7.7%）・一般選抜 5 名（7.7%）・大学入学共通テスト利用入学試験 5 名（7.7%）・外国人留学生選抜 15 名（23.1%）。

（2）留学生の受け入れについて

本学の留学生受け入れに係る、留学生の日本語能力の資格要件や経費支弁能力の確認方法については、出願時に確認している。

・留学生の日本語能力の要件について

下記の①～⑦のいずれか 1 つに該当する者

① 日本語能力試験（JLPT）N2 以上の取得者。取得していない場合は、以下の基準を満たす者

ア N2 不合格の場合は総合得点 80 点以上で各得点区分の基準点以上

イ N1 不合格の場合は総合得点 90 点以上で各得点区分の基準点以上

- ② 日本留学試験（EJU）において「日本語」科目を受験し、得点が 200 点以上（「読解」及び「聴解・聴読解」の合計点で計算し、「記述」は得点に含めない）の取得者（過去 2 年までの成績が有効）
- ③ 日本語 NAT-TEST 2 級以上の取得者（過去 2 年までの成績が有効）
- ④ 実用日本語検定（J. TEST）A-C レベル 600 点以上の取得者（過去 2 年までの成績が有効）
- ⑤ BJT ビジネス日本語能力テスト 400 点以上の取得者（過去 2 年までの成績が有効）
- ⑥ J-CAT 250 点以上の取得者、ただし、各得点区分で 30 点を下回らないこと。（過去 2 年までの成績が有効）
- ⑦ JPT610 点以上の取得者（過去 2 年までの成績が有効）

・経費支弁能力の確認方法について

本学所定用紙に身元保証人・経費支弁者が記入した書類をもって経費支弁能力の確認を行っている。

- ① 身元保証人及び経費支弁者が自筆で記入し、必ず署名と印鑑を押した後提出
- ② 留学期間中の留学生に関するすべての事項（緊急連絡先などを含む）について、個人的に保証することができる方
- ③ 経費支弁の「引受経緯」、「支弁方法」などについて具体的に明記

留学生の在籍管理方法については、前掲の通り、毎週 1 回、本学の国際課で在籍確認をしている。

（3）社会人の受け入れについて

本学では、入学時に 23 歳に達した者を社会人と定義している（学則第 59 条第 2 項）。

社会人を受け入れる際の既修得単位の認定方法及び認定の考え方は、学則に次の通り規定し、実施している。

第 32 条 教育上有益と認められる場合には、学生が本学に入学する前に、他の大学又は短期大学（いずれも外国の大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後における授業科目の履修により修得したものとみなし、本学における卒業に必要な単位として認めることができる。

2 教育上有益と認められる場合には、学生が本学に入学する前に行った短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣の定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、本学における卒業に必要な単位として認めることができる。

3 前 2 項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、30 単位を超えない範囲で本学における卒業に必要な単位として認めることができる。ただし、編入学、転入学、学士入学及び再入学の場合については、適用しないものとする。

12. 教育研究実施組織等の編制の 考え方及び特色

12. 教育研究実施組織等の編制の考え方及び特色

(1) 教員配置について

これまでに述べたとおり、国際的・地域的視点から保健・医療・福祉分野の問題に関する教育研究を通じて、その分野を横断し、現代の健康問題に対応することができる総合的視野を持った人材を養成することに重点を置いている。こうした教育に対応するため、教員組織についても、健康の各構成要素について極めて高い専門性を備え、教育研究上必要とされる優れた業績を有する者、かつ、他学問分野と連携することができ、健康科学の教育者として開かれる潜在的能力を認める教員を配置している。

各学科の養成する専門資格を有する基幹教員を中心に教員体制を組織するとともに、他領域の専門性を有する教員も積極的に配置している（看護学科所属の薬学者、医療薬学科所属の栄養学者、福祉総合学科所属の看護学者）。

各学科は、その養成校指定規則に準じた科目を主要と認める授業科目に設定している。さらにその科目担当教員は、それぞれの専門資格を有する、又は科目の専門性を持つ教員を配置し、その教員は基幹教員である。

(2) 教育研究実施組織と研究体制について

健康・医療に関わる基礎・臨床系の研究を展開している。看護・理学療法・福祉総合学科が注力する分野は、「高齢者・地域連携医療・福祉」「看護・リハビリテーション技術」、「周産期・育児・保育」、「生涯発達」である。なお、各学科を代表する研究活動は「研究シーズ集 2022」に掲載されている。

研究体制は、看護学科（教授 11 名、准教授 10 名、助教 15 名、助手 4 名）、理学療法学科（教授 7 名、准教授 8 名、助教 3 名）、福祉総合学科（教授 8 名、准教授 4 名、助教 6 名）で構成されている。また、事務組織として、学部事務室を設置し、研究にかかる事務業務の負担を担っている。さらに、研究推進課が設置されており、研究助成の情報提供や科研費採択率を高めるため民間企業による応募書類作成アドバイスの機会を設け、研究活動の活性化を促している。

各学科が保有する機器は研究室、共通機器室等に設置され、城西国際大学の教員及び城西国際大学が認める個人、団体、企業は使用することができる体制になっている。なお、10 万円を超える機器類は固定資産として総務課で一括管理している。生命科学研究センターには実験動物施設が設置され、外部委託の飼養者 2 名が実験動物の飼養・施設の管理を行い、高度な研究活動を支援している。研究棟内には全て LAN 及び無線 LAN が設置され、十分なインターネット環境が整備されており、教員の円滑な研究活動に貢献している。

(3) 教員の年齢構成について

本学の教育職員の定年は、平成 19 年 4 月 1 日以降に採用された者は満 65 歳、それ以前に採用された者は 70 歳となっており、定年に達した日以後における最初の 3 月 31 日に到達したとき、退職とし、教員としての身分を失うこととして規定している【資料 16-1】。教育・研究活動の運営上十分な理由がある場合には、「城西国際大学特別任用教員に係る規程【資料 16-2】及び「城西国際大学特任教授等に係る規程」【資料 16-3】において定める特任教授

等として契約することがある。なお、特任教授の勤務は、「城西国際大学特任教授等に係る規定」第5条に定めるとおり週3日の勤務とする。また、教員の年齢構成については完成年度末時点で、30代が6%、40代が19%、50代が49%、60代が26%と、年齢による偏りが少なく、完成年度後も定年により一斉に教員の補充が必要となることはない。

（４）教員及び事務職員の連携体制について

学部ごとに求められる事務作業を専門的に担う部署（学部事務室、共同事務室）を整備し、教員は事務職員と協働して教育研究活動を行っている。

学生支援部学生サービス課や研究・社会貢献部研究推進課、学術情報システム部情報推進課など学生支援や研究推進等を専門とした事務組織体制を構築し、広範に教育研究活動を支援する体制を整えている。

（５）教員養成の過程を有する教員構成の考え方について

健康科学部福祉総合学科では、幼稚園教諭一種免許状の養成に関する専攻課程を設置しており、その教育課程は既設の福祉総合学部福祉総合学科の教育内容を踏襲している。専攻分野における基幹教員数6名のうち、5年以上の実務経験を有し、高度な実務能力を備えた教員が2名配置されており、要件を満たす実務家教員として教育に従事している。本専攻では、実務家教員による実践的な授業が展開され、理論と実践の往還をした教育が行われている。

また、本学では、実務家教員の能力および資質の向上を図るため、定期的にFD（Faculty Development）研修を実施している。具体的には、授業改善や教育力の向上を目的とし、各学部から優れた教育実践（グッドプラクティス）を共有する教授法研修や、学生支援を行う「アドバイザー制度」に関する好事例を学ぶ研修などが行われている。これらのFD研修を毎年継続的に実施することで、教員の教育力および組織としての教育体制の強化に努めている。さらに、本学では、教育実践研究および教育現場との共同研究を推進するため、産学連携研究を支援する助成制度を準備している。この体制により、研究者教員にとっても実践性の高い研究活動の場の確保につながり、教育の質向上に資する組織的な取り組みが可能となっている。

13. 研究の実施についての考え方、 体制、取組

13. 研究の実施についての考え方、体制、取組

本学は、国際を冠する総合大学にふさわしいキャンパス環境を創出するとともに、多様な背景をもつ学生・教職員が快適なキャンパスライフを送ることができる環境の整備に向け、「教育研究環境の整備に係る方針」を以下の通り明示し、各キャンパスの教育研究等環境の整備を進めている。

「教育研究環境の整備に係る方針」

城西国際大学は、建学の精神、教育理念、教育目標、中期計画、学部・研究科の教育研究上の目的等の実現に向け、以下の方針に沿って、本学の施設・設備の計画的な整備及び拡充に努めます。

- ① 教育課程の規模や特性等に十分配慮した上で、安全・衛生を確保した校地・校舎、教室の整備、情報通信環境の拡充に努める。
- ② 本学学生の学修及び教員の教育研究活動に資するために、相応の水準を満たす蔵書、学術情報サービス、個別・グループによる学習室等を備えた図書館の運営に努める。
- ③ 教員の教育研究活動に適した研究費・研究室の提供及び研究専念時間の確保に加えて、競争的資金の獲得支援、研究助成制度、ティーチング・アシスタント制度等による研究支援体制の拡充に努める。
- ④ 関係法令及びガイドラインを踏まえた研究倫理に係る諸規程等を整備するとともに、コンプライアンス体制の構築及び拡充に努める。

「大学基本情報（各種方針について）」

研究活動をサポートするために、競争的資金の獲得に向けた情報発信、申請業務の支援、研究環境の拡充、研究倫理審査の主催及び研究倫理の周知徹底等を目的として、事務機構の中に研究・社会貢献部、研究推進課を設置している。当該部局は、研究活動の活性化や科学研究費に係る動向、研究倫理等をテーマとするFD等を企画、講師として学外有識者を招いてこれを実施するほか、全ての基幹教員及び研究支援に従事する事務職員を対象に、一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）のeラーニング・プログラムの受講を義務付けるなどして、研究倫理の周知徹底を推進している。さらに情報科学研究センターを設置し、情報基盤の整備はもとより、情報倫理及び情報セキュリティの整備に注力するとともに、教育研究活動の情報化、ネットワーク化、国際化等を積極的に推進している（【資料 17-1、17-2】）。

14. 管理運営

14. 運営管理

(1) 教学マネジメント会議

城西国際大学の教育目的を達成するために、教学方針及び教学運営の重要事項について検討し、それらに基づく体系的で組織的な教育を展開するとともに、社会の変化及び新たな学問領域の発展に対応する教学改革を遂行し、教学に関する全学的な内部質保証を一元的に行うため、学長、副学長、学部長、教務担当部長、事務局長等を構成員とする「教学マネジメント会議」を置いている（毎月1回程度開催）。

(2) 教授会

城西国際大学学則第15条の規定に基づき、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与等を学部で審議、又は、連絡協議する場として学部教授会を置いている。健康科学部に所属する教授により構成され、開催は毎月1回程度、教授会が必要と認めたときは、健康科学部に所属の准教授、助教及びその他の教職員を教授会に加えることができることとしている。

【参考条文】城西国際大学学則抄

第15条 本学の学部、に、教授会を置く。

2 教授会は、学長が次の各号に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

4 学長は、必要と認めたとき、教授会の招集を要請し、又は教授会に出席して発言することができる。

5 学長、学部長又は教授会が、各学部に通ずる重要事項について連絡協議する必要があると認めるときは、連合教授会を開くことができる。

【教授会規程参照】城西国際大学教授会規程

(3) 学部委員会

学部委員会は、「城西国際大学業務規則」第54条の規定に基づき、本学の教学等の重要事項を審議するため、必要に応じて各種委員会を置いている。主には、教授会以外に関連する委員会として、学事暦、授業及び履修、入学及び卒業等に係る事項を審議する「教務委員会」、入学者選抜の実施方法や学生募集活動等に係る事項を審議する「入試対策委員会」、外国人留学生の受入れや学生の海外派遣等に係る事項を審議する「国際教育委員会」があり、委員会の数や定数については、教員の負担が過度にならないよう留意している。

15. 自己点検・評価

15. 自己点検・評価

城西国際大学学則第2条に自己点検及び評価等に関する事項を規定し、全学的な自己点検・評価に取組、教育・研究の充実をはかっている。

【参考条文】城西国際大学学則抄

(目的)

第1条 城西国際大学（以下「本学」という。）は、本学の建学の精神「学問による人間形成」及び教育理念「国際社会で生きる人間としての人格形成」に基づき、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、最高水準の教育研究拠点となり、社会的公器として、大学の教育研究に対する国民の要請に応えとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と人類文化の発展に貢献することを目的とする。

(自己点検及び評価等)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、教育研究の改善に努める。

2 前項の点検及び評価等に関し必要な事項は、別に定める。

3 本学は、第1項の点検及び評価の結果について、法令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

(1) 実施体制・方法

城西国際大学自己点検・評価に係る規程に基づき、各学部自己点検評価委員会を置いて、所定のスケジュールに従って自己点検・評価を行っている。

自己点検評価委員会が行う自己点検・評価の結果は、所定の形式に則って取りまとめ、学長を委員長とする全学点検評価委員会に報告をする。全学点検評価委員会は、自己点検評価委員会の報告を総括、その客観性及び妥当性を高めるために、外部委員に検証等を依頼し、その結果を取りまとめた上で、学長に報告する。学長は当該報告書を学校法人城西大学常務理事会に報告する。常務理事会は、自己点検・評価報告書を経営的・総合的な観点から審議し、必要に応じて、学長に改善を助言・勧告する。

自己点検評価委員会並びに全学点検評価委員会による点検評価業務を円滑に進めるため、学長直下の学長室及びIR推進室が自己点検・評価に係る事務を担い、点検評価スケジュールの策定及び管理、関連情報の管理及び提供等を行う体制を整えている。

健康科学部においても、開設と同時に点検評価委員会を設置し、持続的な自己点検・評価に取組、改善を重ねていく。

所属する教員の業績評価に関しては、各々に設けた業績評価委員会が行う。評価する教育職員の実施した教育・研究活動をはじめとし、大学運営に対する貢献度、本学と社会との関係強化など、幅広い対象をもって特定の指標に基づき審査し評価する。最終結果は学部長等から本人に通知しており、今後の活動に活かせる形式を取っている。

教員の採用及び昇任については、城西国際大学教員選考規程に定める手続に基づいて行っている。教授会は選考委員会が選考した候補者に係る研究教育業績審査を行い、研究教育に関する専門的な観点から意見を述べる。部局長は述べられた意見を参酌した上で最終候補者を選考し、教員人事委員会に推薦する。教員人事委員会は書類審査と面接審査を行い、その審査結果を踏まえて学長が候補者を最終決定する。学長から候補者の最終決定の申出があった場合に、理事長は採用等の人事を決定している。

(2) 点検・評価項目

評価項目は、公益財団法人大学基準協会の大学基準に則して、以下のとおりとしている。

- ① 大学の理念・目的に関すること
- ② 内部質保証に関すること
- ③ 教育研究組織に関すること
- ④ 教育課程・学習成果に関すること
- ⑤ 学生の受け入れに関すること
- ⑥ 教員・教員組織に関すること
- ⑦ 学生支援に関すること
- ⑧ 教育研究等環境に関すること
- ⑨ 社会連携・社会貢献に関すること
- ⑩ 大学運営・財務に関すること

（３）結果の公表及び活用

自己点検・評価結果の公表については、「自己点検・評価報告書」としてまとめ、本学公式 Web サイトへ掲載し、社会的説明責任を果たしている。

（４）認証評価

学校教育法第 109 条に定める認証評価については、公益財団法人大学基準協会による大学評価を 7 年毎に受審している。平成 9 年度に維持会員として承認された。直近では、令和 5 年度に受審し、同協会が定める大学基準に適合していないとの判定を受け、大学評価の趣旨に則り、指摘された課題に真摯に向き合い、適切かつ速やかな改善を実現するため、令和 7 年度中に追評価の受審を予定している。

16. 情報の公表

16. 情報の公表

(1) 公表の方針・考え方

城西国際大学学則第3条に情報の公表に関する事項を規定している。また、「学問による人間形成」を建学の精神に人材育成を行う城西国際大学には、教育・研究を担う公的サービスを提供する高等教育機関として、高い次元での（一般企業以上の）社会的責任が求められる。その社会的責任を「大学の社会的責任（USR: University Social Responsibility）」として捉え、社会が本学に求めているものは何かということを全ての大学構成員が常に考え、自覚し、教職協働で実行して、時代環境や社会環境の変化を適時反映しながらも、大学と社会の相互発展を可能にするための礎を築いていくために、城西国際大学、USR綱領として8項目を定めて、その5項目目に『情報公表とコミュニケーション』を置いている。「ステークホルダーとの良好な関係構築には、ステークホルダーとのコミュニケーションが欠かせず、それは、大学が積極的な情報公表を行うことから始まる。大学の運営や教育・研究活動などの取組を、大学が社会に対して果たす責任という観点から整理して、広く社会に公表する。」として、次の項目を主に本学公式Webサイト上（以下「Web上」という。）で公表している。

- ・機関アーカイブの充実
- ・教育情報の公表
- ・学術情報の公表（学術情報リポジトリ）
- ・個人情報保護の取組

【参考条文】城西国際大学学則抄

（情報の公表）

第3条 本学は、教育研究活動等の状況についての情報を、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に公表する。

ア 大学の教育研究上の目的及び3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に関すること

学則をWeb上にて公表すると共に、建学の精神及び教育理念等（以下「建学の精神等」という。）についても掲載している。また、建学の精神等については、大学案内への記載はもとより、新入生へはコンプライアンスに関する取組資料を配布し、創立者の理念と共に周知を図っている。さらに各学部の教育研究上の目的及び3つのポリシーを各学部Webページで公表し、学生はもとより学内外に広く周知している。

（トップ＞大学紹介＞大学基本情報＞建学の精神 理念 目的等＞城西国際大学）

<https://www.jiu.ac.jp/about/information/detail/id=661>

（トップ＞大学紹介＞大学基本情報＞各種方針）

<https://www.jiu.ac.jp/about/information/detail/id=11414>

（トップ＞大学紹介＞大学基本情報＞建学の精神 理念 目的等＞各学部のページへ）

<https://www.jiu.ac.jp/about/information/detail/id=661>

イ 教育研究上の基本組織に関すること

学部、学科等教育研究の基本組織について、Web 上にて公表し、学内外に広く周知している。

(トップ>大学紹介>大学基本情報>教育研究組織図)

https://www.jiu.ac.jp/files/user/about/information/pdf/jiu_organization_chart2024.pdf

(トップ>大学紹介>大学基本情報>大学、大学院の基本組織に関すること)

<https://www.jiu.ac.jp/about/information/detail/id=686>

ウ 教育研究実施組織，教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

教員数データとして、専任教員及び基幹教員数、職位、年齢構成、を Web 上にて公表し、学内外に広く周知している。また、Web 上において、各教員の業績等を公開している。

(トップ>大学紹介>大学基本情報>学部別教員組織構成)

<https://www.jiu.ac.jp/about/information/detail/id=7535>

(トップ>大学紹介>大学基本情報>教員一覧)

<https://www.jiu.ac.jp/faculty/>

エ 入学者に関する受入れ方針及び入学者の数，収容定員及び在学する学生の数，卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

入学者に関する受入方針及び入学定員、収容定員、在学者数、卒業者数、進路状況・就職実績等を Web 上にて公表している。併せて、学生募集要項や大学案内にも部分的に掲載し、オープンキャンパスや入試説明会等を通じて広く学外に周知している。

(トップ>大学紹介>大学基本情報>入試に関すること>アドミッション・ポリシー)

<https://www.jiu.ac.jp/about/information/detail/id=649>

(トップ>大学紹介>大学基本情報>入試に関すること>入試結果)

<https://www.jiu.ac.jp/admissions/report/>

(トップ>大学紹介>大学基本情報>収容定員に関すること)

<https://www.jiu.ac.jp/about/information/detail/id=14703>

(トップ>大学紹介>大学基本情報>在籍学生に関すること)

<https://www.jiu.ac.jp/about/information/detail/id=15000>

(トップ>大学紹介>大学基本情報>就職者数等に関すること)

<https://www.jiu.ac.jp/about/information/detail/id=14453>

オ 授業科目，授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

シラバスを Web 上に掲載し、各科目の授業の到達目標及びテーマ、授業概要、授業計画、試験及び成績評価、課題（試験やレポート等）に対するフィードバック、講義で使用するテキスト、参考文献・推薦図書、オフィスアワー等について学内外に広く周知している。

(トップ>大学紹介>大学基本情報>シラバス)

<https://jiu-unipa.jiu.ac.jp/slResult/2024/japanese/index.html>

カ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

Web 上で公表する 3 つのポリシーや学則に基本的な方針を記載するとともに、各学部の卒業要件や成績評価基準を学生便覧に掲載し、オリエンテーションやアドバイザーセッションにおいて学生に周知している。

(トップ>大学紹介>大学基本情報>卒業要件等に関すること)

<https://www.jiu.ac.jp/visitors/students/detail/id=10881>

キ 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

キャンパスの概要、校地・校舎等の施設及び設備、耐震化、その他について Web 上に公表している。また、これら情報を Web 上で一元管理し、カテゴリー分けして学生に周知している。

(トップ>在学生の方)

<https://www.jiu.ac.jp/visitors/students/>

(トップ>大学紹介>大学基本情報>耐震化の取組)

<https://www.jiu.ac.jp/about/information/detail/id=5332>

ク 授業料，入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

授業料、入学金及び施設設備費、その他大学が徴収する費用について Web 上に公表している。

(トップ>受験生の方>学費等納付金・奨学金)

<https://www.jiu.ac.jp/admissions/detail/id=3872>

ケ 大学が行う学生の修学，進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援について Web 上に公表し、学内外に周知している。

(トップ>在学生の方>障がいのある学生の支援について)

<https://www.jiu.ac.jp/visitors/students/detail/id=10877>

(トップ>在学生の方>医務室関連)

<https://www.jiu.ac.jp/visitors/students/detail/id=16253>

(トップ>在学生の方>学生相談室)

<https://www.jiu.ac.jp/visitors/students/detail/id=10883>

コ その他

① 教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報

Web 上に、学修成果の可視化のためのアセスメント・ポリシー、ディプロマ・ポリシーとの相関を示すカリキュラム・マップ、将来計画から逆算したカリキュラムを示す

カリキュラム・ツリーなどを公表し、オリエンテーション等を利用して学生に周知している。

(トップ>在学生の方>カリキュラム・マップ等について)

<https://www.jiu.ac.jp/visitors/students/detail/id=911>

② 学則等各種規程

Web 上にて、学則、学位規程を公表している。

(トップ>大学紹介>大学基本情報>城西国際大学 学則)

<https://www.jiu.ac.jp/about/information/detail/id=688>

③ 設置認可申請書、世知届出書、設置計画履行状況等報告書

各学部等の設置認可申請書や届出書、履行状況報告書等を Web 上にて公表している。

(トップ>大学紹介>大学基本情報>認可申請・履行状況)

<https://www.jiu.ac.jp/about/information/detail/id=685>

④ 自己点検・評価報告書、認証評価の結果

過年度の自己点検・評価報告書及び認証評価結果を Web 上で公表している。

(トップ>大学紹介>自己点検・評価)

<https://www.jiu.ac.jp/about/review/>

17. 教育内容等の改善を図るための 組織的な研修等

17. 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

城西国際大学学則第 14 条に組織的な研修等に関する事項を規定し、これまでに各種研修を実施してきた。

① 新任教職員研修（年度当初 1 回）

新規任用の教職員を対象に、本学の歴史や高等教育の動向、教学運営体制や学生支援、コンプライアンス等について学長を始めとする大学執行役からの講義と、授業方針、研究活動、学術情報等を各部局からの講義とに分けて、オンデマンド方式で受講し、後日、学部等毎の研修と合わせて、本学での教育活動等について学ぶ機会を設けている。

② 執行部研修会（年 2 回程度）

毎年、新年度スタートの 4 月初旬に、教職員執行部（学部長、学科長、研究科長、部局長等）を集めて、学長による大学の目指す方向（年度事業計画や学長示達）、執行部の役割等について周知する機会を設け、執行部の意識統一を図っている。

③ FD/SD 研修会（年 2 回以上）

毎年、授業内容の改善をはじめとする教育力および組織力の向上を目指して FD/SD 研修会を、定期的かつ、複数回にかけて実施している。

2024 年度には「教員・教員組織」、「教育課程実施に関する基本的な考え方」の研修を複数回にわたり企画し、教職共同で内部質保証の改善につながる組織運営の在り方について研鑽を行った。また、事前アンケートを用いた「ハラスメント防止に関するフィードバック研修会」を開催し、教職共同で職場環境の更なる改善の必要性について認識を深めた。

授業運営の改善につなげる策として、各学部から教育における「グッドプラクティス」を選出して教授法を学ぶ FD/SD、学生の授業取組み等をサポートする「アドバイザー制度」に関する好事例を紹介して実施法を学ぶ FD/SD を開催するなどした。

このような企画を毎年実施し、教育力および組織力の向上に努めている。

④ TA（Teaching Assistant）に対する研修（年 1 回程度）

本学では、指導補助者として TA を雇用し、授業補助等に当たらせている。また、大学図書館に設置したラーニング・コモンズに TA を配置し、学生の能動的学修への支援を強化するとともに、大学院学生のトレーニングの機会提供と手当支給による処遇改善を進めている。これら、TA が勤務を開始する前に、本学が独自に作成した研修動画を視聴させ、小テストを実施して TA 育成に努めている。

【参考条文】城西国際大学学則抄

（組織的な研修等）

第 14 条 本学は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行う。

2 本学は、学生に対する教育の充実を図るため、授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行う。

【参考条文】城西国際大学大学院学則抄

（授業及び研究指導）

第 25 条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

- 2 本大学院は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学院が定める者（以下この項において「指導補助者」という。）に補助させることがあり、十分な教育効果を上げることができると認められる場合には、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者に授業の一部を分担させることがある。

18. 社会的・職業的自立に関する 指導等及び体制

18. 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制

(1) 教育課程内の取組について

3つのポリシーを踏まえて各年次に配置している科目群（参照：④教育課程の編成の考え方及び特色）について、以下の観点で取組を行なっている。

ア 医療人としての資質

生命の尊厳や患者・生活者の権利について理解し、医療従事者に求められる倫理観と責任感をもって行動する能力を身に付ける。具体的には、全学部共通基盤科目群では、「倫理学概論」や「社会学」を配置している。さらに、専門基礎科目群において「医療倫理学」や「人間学」などを配置し、専門職業人としての基盤となる資質の形成を行っている。

イ 専門性に関わる総合的知識

各学科で「医療人として生命に関わる専門家に相応しい知識、行動を身に付けるための教育」を実施している。具体的には、概論科目を1年次に配置し、生命にかかわる職業人となることを自覚し、それに相応しい行動・態度を学ぶとともに、将来像を想起させる機会を提供している。また、1年次から4年次にかけて、資格取得の基盤となる専門性（知識・技能・態度）を身に付けるために専門科目群やキャリア形成科目群を配置し、科目間や学年間のつながりを意識した学習を実施している。さらに、身につけた知識・技能・態度を統合し、専門職に求められる判断力や実践力を身に付けるために、高学年次に実践的科目群（実務実習、卒業研究、ゼミ研究など）を配置している。

ウ コミュニケーション能力

一人ひとりの健康な生活を支えるため、医療従事者に求められるコミュニケーション能力を身に付ける。具体的には、各学科で「人間関係論」「医療コミュニケーション論」「コミュニケーション論演習」「人間関係とコミュニケーション」等の科目を配置するとともに、講義に加えて演習に力を入れている。1年次の概論科目では早期実習体験を、そして演習科目ではSGDやロールプレイを通じて知識のアウトプット、それに至る思考のプロセスを学び、医療人として適切な行動としてのコミュニケーションを体感することで身に付ける。

エ 多職種連関連携能力

医療・福祉・公衆衛生における多職種間連携に参加し、専門家として積極的にコミュニケーションが図れる能力を身に付ける。具体的に、ライフステージ IPE Bでは、チームケアにかかわる様々な専門職による講演を通して、①各専門職の専門性や他職種から何を求められているかを知る、②他職種と自分が目指す職種との違いを知り、どのようにチームとして機能できるかを考え理解することを学ぶ。ライフステージ IPE C及び多職種間連携教育実習では、4学科（看護学科、理学療法学科、医療薬学科、福祉総合学科）の学生チームで対象者の健康問題を明らかにし、本人が望む生活に向けた医療福祉チームによる支援の道筋を探る手法を学ぶ。グループワークとコミュニケーションを通して、それぞれの職種の専門性を発揮しながらチームケアにおけるリーダーシップ、メンバーシップを育てることを目指す。

オ 課題発見・問題解決能力

専門家の視点に基づき課題を発見し、科学的手法を用いて解決に向けて探究する能力を身に付ける。具体的には、1年次より基礎から応用へ体系的に問題解決型学習を取り入れた科目を配置している。さらに、高学年（4年次）における実践型科目（ゼミ科目、卒業研究など）を実施することで問題解決能力の向上を図っている。

カ 情報・科学技術の活用能力

多様な保健・医療・福祉の課題に対し、情報・科学技術を用いて、解決に向けて適切に活用する能力を身に付ける。具体的には、全学部共通基盤科目群にある「データサイエンス I/II」（各2単位）ではデータの処理技術や利活用法を学び、高学年次における実践型科目（ゼミ研究、卒業研究など）においてデータから新たな価値を生み出すプロセスを学ぶ。

キ 生涯学習の実践

自己実現に向けて、生涯にわたり自身の専門分野に係る知識・技術の向上に研鑽するマインドを醸成する。具体的には、概論科目において生涯学習に対する意欲を醸成させるための教育を実施し、体験学習やフィールドワーク、海外研修を通じて、抵抗感なく、社会と世界とのかかわりや経験・知識に基づく教養を育み、あらゆる機会を積極的にとらえて継続的に学習する態度を身に付けることを促している。

（2）教育課程外の取組について

近隣の医療施設や関連団体活動への参画や研究会等を実施するなど、地元の医療界や産業界との交流を通じて、健康・医療の発展及び医療人としての資質向上に努めている。具体的には、教務部教務課や研究・社会貢献部社会連携課等担当部局を通じて学生と教員が連携して以下に示すような取組を行なっている。

- ・成東高等学校・城西国際大学高大接続授業「つくもタイム/ヘルスケア基礎」
- ・高大連携・薬学教室
- ・市民公開講座・健康教室「膝・股の痛み」
- ・子育て支援活動「くじらキッズ」
- ・薬物乱用防止教室

（3）適切な体制の整備について

社会的・職業的自立を図るために必要な能力の育成に向けて、本学ではアドバイザー制度を設けている。アドバイザー制度とは、各学科教員が少人数の学生を担当して指導に当たる体制のことを指す。各学科のアドバイザーは、それぞれの専門職養成課程における専門性を有しており、ゼミナールや面談等を通して職業的自立を促すことができる。また、事務組織として、研究・社会貢献部社会連携課による地域貢献への学生参画の促し、学生支援部学生サービス課によるクラブ活動等を中心とした課外活動の管理・運営、学生支援部キャリア形成・就職課による民間資格試験やインターンシップ支援、就職支援など、多角的支援を実施できる体制を整えている。これらの事務組織と教員はアドバイザーを通して有機的に繋がり、密な支援を実現している（【資料18】アドバイザーに対するアドバイザーの役割）。